

第七十五回国
参議院商工委員会會議録第七号

昭和五十年三月十三日(木曜日)

午後三時十一分開会

出席者は左のとおり

委員長 林田悠紀夫君
理事 熊谷太三郎君
楠 正俊君
小柳 勇君
須藤 五郎君

委員 岩動 道行君
小笠 公昭君
小笠 亨弘君
斎藤 三郎君
矢野 登君
鈴木 力君
村馬 孝且君
森下 昭司君
中尾 辰義君
安武 洋子君
藤井 恒男君

國務大臣 通商産業大臣 河本 敏夫君

政府委員 通商産業政務次官 嶋崎 均君

通商産業省通商政策局長 橋本 利一君

特許庁長官 齋藤 英雄君

特許庁特許技監 大谷 幸太郎君

特許庁総務部長 三枝 英夫君

特許庁審査第一部長 土谷 直敏君

事務局側 常任委員会専門員 菊地 拓君

本日の會議に付した案件

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○小柳勇君 大臣にお尋ねいたしますが、特許法、あるいはその他商標などいま始まった制度ではありませんが、古くからあるこの日本の制度、再三法律も変わってまいりました。特に、昭和四十五年に大きな一つの改正をやつて、そして滞貨の解消などに努めてこられたところであります。五年いたしまして、今回法改正が出され、しかも多項制の問題なり、物質特許なり、根本的な改革であります。これが改正しなければならぬ国際的な事情、背景並びに国内的な要請、事情の変化、そういう全般的なことに對して大臣から御答弁を求めます。

○國務大臣(河本敏夫君) ただいま御質問の問題につきまして、法律案提案の理由を御説明いたしました。要するに、世界の大勢に順応していくということ、それから事務処理を迅速ならしめる、こういう趣旨から今回改正をお願いしておるわけでございます。

○小柳勇君 まあ専門的なことは長官から聞きますが、日本の産業の現状について、通産大臣としてどのように把握しておられるかということをお聞きしたいわけですが、

で、特許制度は、この日本の技術その他発明など知的集約、高い技術の発明、発見、考案、そういうものを保護する、そして日本の経済の発展及び

機械の前進などを図っていくわけですが、日本の産業が特許制度あるいは商標制度その他によつて前進してまいっておりますが、いまここにこの法律を改正しなければならぬ必然性というのはいかうか、こういうことを聞いておられるわけですが、

○國務大臣(河本敏夫君) いま御指摘のように、特許制度というものは、これは産業の発展と表裏一体をなすものでございまして、そういう意味から、この昭和四十五年には相当な改正がございましたけれども、自來、先ほども申し上げましたように、世界の大勢に合つておらぬ分も若干ございまして、その後の産業発展の状況等を踏まえまして、現状に即応するような形において改正をお願いしておるわけでございます。

○小柳勇君 特許庁長官に質問いたしますが、この前、四十五年の法改正で審査請求制度など、滞貨を解消するというところで改正がなされました。あの四十五年の改正によつて皆さんの仕事はどのように変わったか、特許庁の仕事がどのように変わったかということ。この国民の特許行政に対する期待にどのようによつておられるかという、改正後五年間の経過について御報告を求めます。

○政府委員(齋藤英雄君) いま先生からお話がございましたように、四十六年の一月一日から改正法が施行されました。早期公開、審査請求制度というのを主眼にいたしまして改正でございます。

それで、その当時のいわゆる未処理でありました案件でございますが、これはおおよそ四十五年当時で八十三万件余ございました。これを当該年度の処理件数で単純に割りますと、ほぼ五倍以上でございます。したがって、非常にラフに言いますと、五年間の処理分ぐらいたまつておつたというものがその当時の実情でございます。それで、四十六年以降審査請求制度に相なりまして、したがって審査請求——出願をいたしたものが全部審査請求をやるわけではもちろんござい

いませんで、その後随時審査請求が出ておりますが、審査の方も増員その他審査官の努力等によりましていろいろ処理の促進も進みまして、現在申し上げますと、昭和四十八年度末で、いわゆる未処理案件と称しますものは五十七万件余でございます。その後、現在、十二月末では大体五十五万件前後ぐらいたまつておるのではなからうかと推察をいたしております。

したがって、未処理案件だけで比較をいたしますと、四十五年当時の八十三万件余が四十九年十二月ごろでは五十五万件前後ぐらいたまつてまいりまして、現在でございまして、単純に処理の実績で割りましたものは大体三年前後ぐらいたまつております。したがって、五年数ヶ月のものがおおよそ三年前後、あるいは三年を少し切る程度に処理が進んでおることとございまして、もちろん、この三年という期間はまだまだ私どもとしては十分ではないと考えておりますので、今後とも審査官の増員なりあるいはそのほか各般の施策を講ずることによりまして、さらにこの処理期間を縮めたい、あるいは五十年度末では二年六ヶ月というぐらいたまはたいというふうな考え方を持っております。

○小柳勇君 この前の改正で、一番問題は早期公開制度と審査請求制度であつたんですが、その早期公開制度及び審査請求制度が現在定着してあるのかどうかですね。かえつて逆に、審査官あるいはその他特許行政を遅滞させておるのではないのか。この書類が多くなつたり、国民にかえつて迷惑をかけておるんじゃないか、こういう気がするので、その点は大丈夫ですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 先般の法律改正の主眼点、二つございまして、早期公開制度と審査請求制度でございますが、これは言うまでもなく、一年六ヶ月を経過いたしました出願につきましてこれを公開をするということとございまして、したがって、

お話がございましたように、特許文献といたしましては、あるいはまあ実用新案も含めませんが、そういうものにつきましては、飛躍的にその数が増大をしたということはそのとおりでございます。

この非常に多くなりましたという特許情報そのものを、これは民間の方ももちろんこれは広く配布して見ておられるわけでございますが、それを見まして、そこに出てくるものについては出願をさらにしないとか、あるいはそこに出てくるものについてはさらに研究投資をしないとかというふうな、いわゆる重複研究なりあるいは重複投資というものにつきましてはこれを回避をすることができるとなっているのではないかと思われ

ます。なお、これにつきましては、日本特許情報センターというものを設立をいたしまして、現在いわゆる書誌的事項と申しますものにつきまして、これをコンピュータに処理をして、民間に検索サービスを行って利用ができるようなかっこうにいたしておるわけでございます。

それから、審査請求制度でございますけれども、これはその後われわれの方の傾向を見ますと、大体実用新案でまあ出願から四年間ということでございますが、現在私どもが審査請求率、出願と審査請求の割合でございますが、これを見ますと、実用新案では大体六〇％前後でございます。すでに四年の期間が過ぎて、過ぎつつあるものもござい

ますが、大体六〇％前後でございます。これを平均いたしますと、大体最終的には六三、四％ぐらいになります。大体最終的には六三、四％ぐらいになります。大体最終的には六三、四％ぐらいになります。大体最終的には六三、四％ぐらいになります。

ます。それから、特許につきましましては、これは七年間期間がございまして、まだ全部期間が過ぎませんが、現在のところは大体五一、二％ぐらいが審査請求率が多いものでございまして、最終的にはこれもおそらく六五％から六七％ぐらいに請求率になるんじゃないかと思ひます。言うまでもなく、この程度のと申しますか、審査請求率でございますが、したがって、審査官が審査をいたしますものは全出願の六十何％審査をすればよろしいということでございますので、審査の量

といたしましては、制度があるとなしと比べますと相当の相違があるというふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 審査請求で若干前進はありますが、審判の方が長引きて、十年裁判がなお続いておるといふことであります。審査前置制度の効果があらわれておらぬ段階でありますから、最終的な結論はまた次に聞きますけれども、審判についてはスムーズにいつていくかどうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 審判の問題につきましては、四十五年以降も私どもの方では審判官の増員でございますとか、その他各般の処置で審判の苦情処理期間の短縮を図っております。

四十五年当時、これは申し上げるのもやや長くという気がいたしますが、四十五年度末にはおむね六年九月月ぐらゐはかりましたのでござい

ますけれども、四十八年度末にはそれが五年前後ぐらゐになっております。いまは特許・実用新案の問題でございますが、そういうことでござい

ます。逐次、これは短くなつてきてはおりますけれども、この期間は私どもが考えても、なお非常に長い期間でございます。したがって、最近いろいろ技術が多様化いたしてまいりましたり、あるいは審査をするのに、見る資料が多くなり

ましたりいたしまして、なかなか実際の審判をする場合には困難な場合が前よりは高い場合が多いんでござい

ますけれども、私どもの方はそれを乗り越えて、たとえば審査を定型化するとか、あるいは答弁あるいは弁駁の回数を低減するとかいうふうないろいろな方法によりまして、審判の処理をさらに迅速に進めたいというふうに考えております。

○小柳勇君 いままでのが、この前の法改正後の特許行政に対する全般的な進捗状態なり経過として聞きましたが、私どももこうやってこの委員会という審議いたしますと、法律改正で修正がどうしてもできない場面があります。そういう法律は国民の期待にこたえて附帯決議をして通していただくわけです。その附帯決議は、その法改正の中に

入れたけれども諸般の情勢でできない。間に合わない。そういう場合に附帯決議をつけて、その附帯決議は、早急に行政の方で検討して次の法改正で取り上げるようにするわけでありまして、前の四十五年の法律改正のときに衆参両院で附帯決議をつけております。参議院、衆議院とも附帯決議をつけておられて、衆議院が六項目、参議院が九項目。その間で、たとえば多項制の問題なり物質特許の問題なり、新しい改正となつて出てきたものもありまして、新しい改正となつて出てきたもので、この前の審議のときに、法改正のときにこの院、あるいは衆議院でつけた附帯決議をどうう行政府として消化してこられたか、この問題を聞いておきたいのです。

まず第一は、衆議院の方では、審査官等職員の大増員、その待遇の改善、ならびに特許庁の施設、設備等職場環境の整備を早急に行なうと共に、職員の不断の研修、研究に資するため、必要な措置を講ずること。ということがあります。これは第一項に衆議院が附帯決議をいたしておりますが、この点についてどう考えたかお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 審査官等職員の大増員、その待遇改善あるいは環境の整備等、あるいは研修もござい

ますが、それにつきまして私どもが努力をいたしてまいりましたことを申し上げます。言うまでもなく、出願が非常にふえてきておりますので、事務量も非常に大幅にふえております。そういうこと等も勘案をいたしまして、私どもの方は、増員並びに場合によりましては機構の改善ということも考えてまいりましたわけでございますが、たとえば四十八年度につきましてはおおむね八十人、四十九年につきましては七十四人の一応増員を行いました。それから、四十八年度には新しくいわゆる特許技監という、これは技術関係につきま

したの総元締め、総括職でございますが、それを設けました。あるいは審判長あるいは審査長それぞれおむね三名ずつぐらいでございますが、

両年にわたりました増設をいたしております。それから、待遇の改善等につきましては、これは私どもの方の役所内部の問題でございますけれども、いわゆる等級別の定数という問題がござい

ますが、これにつきましては私どもは、それはそれなりの努力をいたしてまいりましたつもりでございます。

それから、職場の環境の中でこれは大きな問題、小さな問題といふいろいろござい

ますが、たとえば、私も現在旧庁舎と呼んでおりますものにつきま

したの改修工事、冷暖房設備の改修あるいは電動式の集中書架、これは資料館でございますが、書架の増設、そういうものにつきまして努力をいたしております。

なおあとに、別の項目でござい

ますけれども、環境の中の一大きな問題は庁舎の統合の問題でございますが、残念ながら現在までその実現を見ていないわけでございます。

以上でございます。

○小柳勇君 いまの問題で通産大臣に御答弁を求めたいのですが、この審査官の研修の問題、特に国際化に伴ひまして語学の研修その他経費をかけて国際的な特許制度の前進に沿っていかんやならぬ、おかれてはならぬと思ひます。したがって審査官など、あるいは審査官に対する事務職員の増加などですね、人材の確保及び人的配置を完全にする、これがまず基礎ではないかと思ひます。その点についての大臣の見解と、いま一つは、先般特許庁を視察いたしました、新庁舎の方では他の役所と同じように仕事をしておられるが、旧庁舎はまことに見るにたえない古い庁舎ですね。この前の審議のときにも荒玉長官がはつきり、庁舎を一本化いたしますと約束された。それからもう五年たつています。にもかかわらず、先般われわれが調査いたしますと、二つに分かれてバスで通つておるといふ実態。これでは幾ら長官が叱咤

修の充実なり、あるいは庁舎の一本化なり、大臣としてどのような決意であるかお聞きいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) 四十五年の法改正当時の附帯決議の一番重要な項目として、いま御指摘の問題があったわけでございます。つきましては、審査官等職員の大増員とその資質の向上につきましてはいろいろ努力をいたしましたわけでございまして、しかし、何と申しまして、非常にも庁舎が分かれておるといふこと等のために、非常に不便をいたしまして、事務能力の低下を来しておりますことは事実でございます。これから一刻も早く庁舎を一本化したしまして、事務能力がそのことによって向上する、そういう方向に努力を重ねてまいりたいと考えております。

○小柳勇君 長官、それはいつごろになりますか。
○政府委員(齋藤英雄君) 現在、通産省の庁舎のいわゆる内局が入っておりますところの一部に私どもの一部が入っております。それから、私どもが本館、本庁、特許庁の本館と称しておりますものの中に一部が入っておりますことは先般御視察をいただきましたが、こらへいたございましたとおりでございます。これが非常に不便であることは、私も痛感いたしました。実は毎年これは予算を伴うものでございますから、その方面につきましてはいろいろ努力をいたしておりますが、諸般の情勢によりましてこれが実現を見ておりません。しかしながら、現在関係のところいろいろございまして、断定的には申し上げられませんが、いまの経済情勢その他各般の情勢が変化をいたしました場合におきましては、私どもその実現をするように努力をいたしたいというふうに考えております。

○小柳勇君 大臣、新庁舎をお建てになる、これはいつですか。
○国務大臣(河本敏夫君) いますぐいつというところは、予算等も伴う問題でございますので、確たる返事はできかねるわけでございますが、事態が御指摘のようにきわめて重大でございますので、一

刻も早く実現するように努力をしたいと思っております。

○小柳勇君 もう五年前のこの委員会で、長官も大臣もこの庁舎の一本化を約束してあるんですから、もう五年たつていますから、本当はきょう質問すれば、こういうふうな計画で大蔵省にも出しておられ、建設省にも設計計画ありまうという答弁はいたされぬと無意味ですよ。五年間の月日と一体、関係大臣なり関係長官何してこられたかという気がしてならぬのです。したがって、きょう大臣も早急にやるような決意でありますから、建設省なり大蔵省にも私ども必要があれば、私どもでも応援団になりますから、一日も早くひとつ庁舎の一本化ができますように、そして、多項制の導入なり物質特許の導入をして国際的な特許行政をやろうとしておられるんですから、その設備も庁舎も人員も国際的に整備してもらいたい、拡充してもらいたいのであります。これ以上質問しても、計画がないのに出せと言つても無理です。それから、早く、早急にこれは実現してもらいたいと思つて、何回もこの委員会でも取り上げますから、ひとつ覚悟してやつてもらいたいと思つております。

それから審判官、審査官の採用の資格要件など、ここに法律を持っています。先般、審判官の仕事なり審査官の仕事なり見せてもらひまして、最後に私は、審判のときに三人で合議してきめられた審決は、これはもう独立ですね、権限独立です。聞いたら、そうだとおっしゃった。で、審判部長いらつしやいますけれども、あそこ審判部長がきめられたことはそれでも独立した結果だということも答弁されましたが、であるなら海難審判みだいに審判官、審査官というものの職務は独立して行つたという法改正が必要ではないかと思つております。そして審判官、審査官に権威を与えてやるべきであらうと。あの仕事の事態を見ましても、あの専門的なものをほかの者が口を入れる余地はないと思つて、その職務の独立性及び将来に対する責任、権威、あるいは部外に對する秘密厳守の義務

など考えますと、海難審判の審判官と同等であるいは以上の要件が必要ではないかと思つて、審査官、審査官の資格要件の独立性に對して法改正することを考えられたことはないか、長官にお聞きいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 審査官、審判官の職務が独立して行われておりますと同時に、審決あるいは査定につきましては、その当該審判官なり審査官が責任を持つておるといふことは先生お話のとおりでございます。したがって、現在審査官、審査官になられる方につきましてはある程度資格要件を実は設けております。そういうことで、一応そういう方がやられる審判なり審査であるというところで私の方は承知をいたしておりますが、その職務の独立性という点になりますと、これを明文の規定で書くかどうかということ、私ども現在まで検討をいたしたことはございせんが、もし独立をしていふことを明文で書く場合におけるいわゆる身分保障の問題、それから資格要件がいまのままでいいかどうかという問題等、いろいろいゝわゆる裁判官等との比較等も出てまいりまして、そういうことも総合的にいたしまして、その辺は慎重に私どもの方としては考えることにいたしたいと考えております。

○小柳勇君 イギリスやアメリカの歴史は非常に古いんでありますが、イギリス、アメリカにおける審査官及び審判官の身分というものはいかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 私もイギリス、アメリカの制度を非常につまびらかにいたしてはおりませんが、聞いておりますところによりますと、通常の公務員であるように私どもは聞いております。現在、日本の特許庁の審査官、審判官のよういろいろな資格というところがございますけれども、特別の何と申しますか、裁判官のようなことがあるかどうかということにつきましては、私どもはつまびらかにいたしておりません。

○小柳勇君 この問題は事前通告していませんから検討してもらいます。きょうは保留しておきます。

す。

私は、アメリカやイギリスの例、それからいまの採用資格はここにいま持つてます。持つてますが、そういうものでいいかどうかというところは問題でありまう。あるいは司法修習生みたいな制度も必要であるかと思つて、いろいろなものを勘案しまして後日もう一回質問しますから、検討しておいてください。

重ねて言ひますけれども、法律をどんなによくしましても、設備と人とは一体となりません。なかなか特許行政は進まないのではないかと、見出しながらしみじみ思つております。特に設備、人員の問題は、大臣にがんばってもらふと私はだめだと思つて、予算も伴いますから。がんばってもらひたいと思つております。それから研修費などにつきましては、ひとつ長官にうんとがんばってもらつて予算を取つてもらふ。特に語学など、私ども聞きましたが大変なようである、この多項制の問題などで研修した人の数などもここに調べておられますけれども、こんなのはとても追つかぬのではないかと、そういう気がいたします。だから語学の研修など、少し金をかけて養成していただくということをお願いしたいと思つております。

それからもう一つは、新たに「新規性調査機関」の設立を急ぐこと。こういうことを附帯決議しております。これはこの前からいふ問題になりまして、新規性調査機関が完備しておればもう要らぬものが出てきませんので、だから審査だつて十分にできるし、早くできるのじゃないかと。ところが、附帯決議をして五年になります。新規性調査機関の設立を聞いていません。この問題についてどのように処置してこられたか、長官の見解を聞きたい。

○政府委員(齋藤英雄君) 四十五年五月であると思つて、附帯決議をいただきました。私ども新規性調査機関の設立につきましていろいろ努力をいたしまして、その結果でございますが、四十

六年の六月に日本特許情報センター、これは財団法人でございまして、設立をいたしまして、その方面の仕事の総合的にやろうじゃないかということと始めたわけでございまして。すなわち、内外の工業所有権に對します情報の総合的に収集整理をいたしまして、的確にこれは民間あるいは特許庁に對して情報を提供する、こういう機関を設立しようというふうな考えをたけてございまして。現在、いわゆる日本特許情報センター、俗称でジャパティックと呼んでおりますが、そのジャパティックがやっておりますことでございましてけれども、書誌的事項と申します簡単な発明の名称、出願人の氏名あるいは年月日等というふうな書誌的事項につきましては、これは第一検索システムと申しております、昭和四十七年二月から民間に對しましてそういう検索のサービスを提供をいたしております。

それから、やや技術内容に入りましたより詳細ないいわゆる第二検索システムと申しておりますものにつきましては、四十八年の十一月から一部につきましてこれは実施をいたしております。したがって、その方面のサービスにつきましては除々にこれを行っておりますが、なお、特に第二検索サービスにつきましては、これは検索の方法あるいはその範囲等につきましていろいろ問題がございまして、この辺私どもの方としては、さらにジャパティックと一緒にしまして検討をし、前進をするようにいたしたいと思っております。

なお、国際的にも特許情報の交換というものを、ウィーンに本部がありますインパドックと俗称いたします国際的な機関がございまして、それとの間で情報交換を絶えず行つて、その情報も国内に流れておるといのが現状でございまして、私どもそれでもちろん十分だとは考えておりませんので、今後私どももジャパティックもお互に努力をいたしまして、附帯決議の趣旨にさらに沿うようにいたしたいと考えております。

○小柳勇君 この財団法人日本特許情報センターの事業そのものは、私、よく調べてみます。新規性調査機関としてこの特許情報センターをおつくりになったとするならば、私はお粗末ではないかと思うわけです。これは財団法人でございまして、四十九年度予算が十二億六千八百二十九万四千四百五十九円、寄付金、補助金などでもなっております。これは通産大臣は、この特許情報センターの事業内容なり収支決算なり御存じですか。

○國務大臣(河本敏夫君) この財団法人日本特許情報センターのアウトラインについては承知しておりますが、詳しいことは承知いたしません。

○小柳勇君 そういうところだから特許行政というのがやはり停滯するのではないでしようかね。通産大臣が自分のところの、しかも日本の産業に直接関係のある特許行政を、しかもその中で、五年前に新規性調査機関をつくれと附帯決議をわれわれがやつた、それを実施する段階で、財団法人民間団体の特許情報センターでこれでやろうとするところに、またこの特許行政の停滯する大きな原因があるんじゃないかという気がしてなる。民間団体から補助金をもらつてやつてはいる。民間団体から補助金をもらつてやつてはいる。事業収入は年間予算のわずかに四五・七％で、五億八千万円というものを外郭財団の寄付でまかなつてはいる情勢ですね。私、今度外国へ行つたら全部見てくるつもりでおりますけれども、たとえばドイツの情報機関など話を聞いてみます。

これだけ古い歴史を持った日本の特許庁というものを、しかもこの前、審査請求制度ができ、早期公開制度ができ五年たつておるのに、情報センターが民間団体の寄付でまかなれておるといふ、そういうところに根本的に私は通産行政の間違ひがあると思う。だからその予算の枠内で、与えられた範囲内で仕事をしておられる長官は大変苦勞だと思つて、政治の場で通産大臣にうんと積極的によつぱり考えてもらつて、大きな方向を出して力をかけてもらわなければ、特許行政はス

ムーズにいかぬのではないかと思うのです。この情報問題につきましては、もう少しあとで詳しくいかなければなりません。いま私は、附帯決議の問題で概略だけを聞いておるわけですから、国際情報センターの問題についてはもっと詳しく私は後でやります。

たとえば、いま発展途上国などが、日本の特許を買いたい、使いたい人もあろう、あるいは日本からどんどん使ひ古した特許を輸出する面もあろう、いろいろありますけれども、そういう情報を彼此交換するために、がっちりとした情報センターがなければならぬ。私は、これは特許庁と同じように政府がやるべきだと思つて、そうしましたらもう日本の特許行政は前進するのではないかと申すのです。それを財団法人情報センター、われわれが附帯決議をつけた新しい新規性調査機関といふものはこんなものじゃないのですよ。もう一回今度のこの法案の後では附帯決議をつけておかなければならぬと思つております。

もつと新規性調査機関としてがっちり——民間団体、特に中小企業などがいま哀れです。大企業では研究室がありまして、東京に派遣員を置いておいて、しよつちゆう特許庁で図書室へ行つて公報を見る機会もあろうが、中小企業の皆さんは東京まで来るわけにいかぬでしよう。情報センターの支所なんて幾つありましようか、あんなのないのですよ。ただ東京だけでしよう。そうしたら九州の中小企業、北海道の中小企業の皆さんはどこで一体新しい発明を知ることができましようか。あるいは自分が発明をしたと思つておつても、それはもうずっと以前に、もう五年も前に特許庁に出しておるかもしれぬでしよう。そういうものをわれわれが附帯決議つけたならば、ちゃんとそれを二年か三年のうちに実施する、そして法改正のときには、こういたしましたと説明するのが当然じゃないかと思つて。ただ法律を通すだけが委員会

の任務じゃないですよ。私がいままで言つたその問題に對する大臣の見解を聞いておきたいんです。

○國務大臣(河本敏夫君) 四十五年の法改正のときにおける附帯決議の項目をいたしまして、いま御指摘の新規性調査機関の設立という項目があつたわけでございまして、御指摘のように、非常に重要な機関だと私は思ひます。でありますから、なおこの機関の内容、さらにまた運営あるいは拡充、こういう問題につきまして、御指示がございましたように早急に再検討いたしまして、附帯決議に合うような方向に持っていきたいというふうに考えます。

○小柳勇君 次は、「実用新案制度に関する基本的事項」の改定をここに附帯決議いたしておりますが、実用新案制度につきましては、今回は法改正の中に入つていないんだが、どういふことですか。

○國務委員(齋藤英雄君) 実用新案制度につきましては、従来からいろいろ議論がございまして同時に、私どもの方もいろいろ検討をいたしたわけでございまして、しかしながら昭和四十六年から、先ほどお話がございましたような改正法が施行されました。ことに審査請求の動向というのが、いろいろ意見もございまして、私どもの方も先行きにつきましていろいろ見方が多様でございまして、したがって本問題につきましては、とりあえずは物質特許と多項制の採用につきまして優先的に取り上げて、これを最初に結論を出さう、こういうふうなことをいたしたのでございまして、今後この問題につきましてはPCTの問題、その他いろいろ問題がございまして、今回は、今後の問題といたしましては私どもは検討したいと思つております。

しかしながら、実用新案制度それ自身の存在意義といふものは、存在といふものにつきましては、これはいろいろやはり意味があるところがあるでございまして。したがって、この問題につきまして私どもも今後いろいろな角度からそういうことを考えながら検討をいたしたいと思つております。とりあえずは物質と多項制の問題につきましても審議会の意見が優先してやるといふことでございまして、そういうことになった次第でござい

す。
○小柳勇君 いま一つは弁理士法の抜本改正です。これも参議院の附帯決議になっておりますが、「弁理士法の抜本的改正法案を速やかに検討すること。」というようにいたしてあります。この弁理士法の抜本改正についてはどういう検討がなされたか、お伺いいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 弁理士法の改正につきましてはいろいろな意見が実はございます。それぞれの分野に、技術分野あるいはそうでない分野に応じて弁理士法をひとつそういう方面からの見方で改正をしたらどうかということもございまして、あるいは、現在弁理士法で規定をしております、弁理士の皆さんがやっておられます職務の範囲につきましていろいろな問題もございまして、そういうことで、それは私も研究すべきでございすけれども、問題が非常に複雑多岐でございすと同時に、それを実際におやりになります弁理士の方、具体的に言いますと弁理士会ということになると思いますが、いろいろその辺につきましては慎重にお考えのようにも承っておりますので、私どもは、実際におやりになります弁理士会の方々とよくその辺も相談をいたしまして法律改正をいたしたいと考えております。

○小柳勇君 これも大臣に見解を聞いておきたいんですが、この弁理士法の改正について、たとえば司法修習制度では、国が費用をかけて司法修習生はいわゆる勉強しているわけですが、弁理士は資格を取りますと、弁理士会などあるいは個人で研修しているということも聞きました。中にはもう主権の弁理士もおられるようでありまして、弁理士がちゃんとして、たとえば代理も、少し強制的というか半強制的な代理人制度にやりますならば、この特許制度というのももう少しスムーズに進捗すると思うんですが、弁理士法の抜本改正について、たとえば資格要件なり研修制度なり、その後のたとえば強制的に弁理士を代理人とするなど、少し行き過ぎがあるかもわかりませんが、弁理士法の抜本改正について検討を

される意思があるかどうか、お聞きしておきたい。
○国務大臣(河本敏夫君) 御指摘の弁理士法の改正も、附帯決議の重要な項目の一つに載っておりますのでございまして、最近の技術が非常に高度化する、専門化しておる、そういう動きに対応いたしまして、弁理士の素質、資質といいますが、その向上を図っていく、これもぜひ必要でございまして、そのために一体どうしたらよいのかというところにつきましては、御指摘のように、積極的に検討してまいりたいと思っております。

○小柳勇君 いまの大臣の答弁がありましたから、ぜひひとつこの法律改正の後、弁理士法の改正につきましても御検討いただきたいと思うのです。それから、さっき申し上げました新規性調査機関の設立につきましても、ひとつ早急に根本的な考えをまとめてもらいたいと思っております。そして、たとえば弁理士の方も行ってよろうし、あるいはいまの財団法人特許情報センターをもう少し公社程度にいたしまして国がうんと費用を見て、国際的な情報機関を設立することもいいでしょうし、もう少し情報活動に力を入れると同時に、弁理士を含んだ専門屋の養成に力を入れてもらいたいと思っております。

そこで今度は、この新しい法律をつくり出されましたまでの手続の問題を少しお聞きいたします。
私は、ここに工業所有権審議会会長奥田新三さんが中曾根大臣に出しました、昨年九月十七日の答申を一つ持っております。それから、これは河本通産大臣に奥田新三会長が出しました商標制度に関する答申であります。これが昨年の十二月十六日に出ている。こちらが九月十七日。昨年のことであるからまだ時日がたっておりません。この答申を受けてこの法案をつくられたと思うわけですが、このつくる段階で、特許庁には優秀な技術屋がたくさんいらっしゃる。あるいは職員も団体もあります。あるいは専門屋、弁理士会もありまして、その他特許協会などという団体もござ

います。そういう民間団体なりあるいは部内職員の団体などにどういふような手数を踏んで法案をおつくりになったか。たとえば、長官や部長だけでつくって、そして通産大臣以下でぱつと今度お出しになったのか、その間のいきさつを少しお話しを願いたい。

○政府委員(齋藤英雄君) いま先生からお話ございましたように、特許の方、特許と実用新案の方の物質特許と多項制の採用に関する答申は九月十七日に最終答申でございまして、商標に關しますものは昨年の十二月の十六日でございまして、この最終答申が出ます前に、昨年の一月でございまして、やはり物質特許と多項制につきましましては中間答申が出ました。そこでそれを広く一般の、特許庁の内外の方にお示しをいたしまして、これで何かいろいろ御意見があるならば、それを私どもの方としては十分参酌をいたしまして、この最終答申をする間にさらに議論を重ねたい、こういうふうなことで、一般にいえば公開と申しますが、したわけでございます。

それから、同じようにいたしまして、商標につきましましては昨年の九月十七日に中間答申をいたしまして、同じように庁の内外に公表をいたしまして、各種の、団体はもちろんのこと、一般の方にもそうでございまして、公開をいたしまして御意見をお聞きして、それを重要な参考にして最終答申を決めるといふ手続をとったわけでございます。

やや具体的に申し上げますと、庁内の皆さんの説明はもちろんでございますが、庁外につきましましては各地にそれぞれうちの職員が出張いたしました、数回にわたりましたこの中間答申の段階でも説明をいたしております。あるいは説明をいたした後でアンケートをとる、場合によりましては質問に応じ御意見を聞く、こういうふうなことを数回やっております。それから、商標につきましても同様なことを中間答申と最終答申の間にやはり行っております。そういうふうなことで、特許・実用新案

の方の答申に關しましては、それぞれの団体なり、あるいは個人も含めまして、私どもはこういうことでは全く困るといふ御意見を聞きませんでしたので、中間答申と最終答申はほとんど同文でございまして、商標に關しましては、その中間で各方面からいろいろ内容について御意見がございました。私も御議論をいたしました結果、多少の手直しをいたしまして、十二月十六日の最終答申にいたした次第でございまして、

それで、最終答申がそれぞれ出しましてから後、これは通常の法案作成の手続でございまして、通産省内部で法案の条項を関係のところと相談をして決め、それからそれを政府として決めます場合には、当然内閣の法制局で議論をした末、国会に提出をする案を閣議で御決定を願って、国会に御提出申し上げたい。

経緯と申しますと大体以上のとおりでございまして。
○小柳勇君 いままでの手続など聞きましたが、以前、四十五年の改正のときほどではありませんが、けれども、法案が出ました後、方々からの意見の具申が私どもでもありました。で、できれば、国会に法案が出てくる前に、通産省から出てまいりますが、その前にそういう意見が消化されて、結果されたものが法案として出ますと、今度はその法案に対してわれわれがいい悪いを判断していくのであります。時日も少ないから、答申が出まして半年そこそこです。いろいろな時間の足らぬ問題もあつたでしょう。それだけにきょう私がいま質問を始めておりますが、同僚議員からもたくさん質問があります。だから、提案されましたこの法案に固執されず、議論の中で聞くべきものは法案でできるだけ修正するといふ態度でひとつ臨んでほしいと思うわけですが、ありませんと、これ、まともな気持ちからこれで何とかひとつそのままと通してということでは、ちよつと問題があるような気がいたしますから、そういうことをあらかじめ申し上げておきたいのです。これは答弁

要りません。

そこで、いま一つ、これは国際的な問題も含みますが、今度の改正というものが国際的な特許行政に対する、あるいは特許条約に対する対応だ、こう言っておられます。特に私は通商政策局長に聞いておきたいんですが、たとえば発展途上国などが、日本の特許された発明あるいはその産業上使うべき、そういうものに對してどういうような気持ちを持つておるのであるか。日本はもう先進諸国に仲間入りをいたしまして、特許条約につきましても署名をいたしておりますが、発展途上国の諸君はどういう目で日本を見ておるか。

いま一つは、諸外国の、たとえば、アメリカからアメリカの発明したものをわれわれ日本が料金を出して買っていますが、使っていますが、そういう国際的な関係ですね、通商政策上の特許の国際的な関係、そういうものについて少しお話を聞きたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) まず、開発途上国と申しますか、LDCが日本をどう見ているかというお尋ねでございます。経済協力のベースからいいますと、資本協力と技術協力という二つに分かれるわけでございますが、特に特許に関連して申し上げますと、日本が戦後わずかの間に非常な経済成長を遂げた。その誘因として技術開発がある、あるいは他の先進国から導入した技術に負うところがあるという点から、非常に高い評価をいたしております。LDC諸国といたしましては、資本協力を求めると同時に、日本の技術協力、たとえば、高度の技術と必要とする高度の設備、あるいはこれを運搬するための技術者、技能者、こういったものにつきましても、日本等からそういった技術を得るだけ経済協力の一端として供与されることを期待しておる、こういう状況にございます。さような点から、わが国といたしましては、資本協力を並びまして技術協力には最大の重点を置いてこれを実施しておるというのが現状でございます。

それから二番目の、通商政策上特許の関係をどう

う見るかというお尋ねでございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。むしろ、特許庁長官のほうからお答えすべき問題かと思ひますが、先進諸国あるいは後進諸国を問わず、それぞれの国が独自の立場で開発した技術というものを積極的に交流していくということが、やはり世界全体として調整のとれた、調和のとれた発展に非常に資するところがあるものと考えます。さような意味合いから、工業所有権制度と申しますか、特許権制度がそれぞれの国において確立され、それによって彼此の交流が活発に行われるということが非常に大切かと思ひます。

ただ、開発途上国の場合、私も十分知らないのでございますが、必ずしも工業所有権制度が十分確立されてないといったような面もございまして、うで、この場合、財産権の一つでございますから、そういった国につきましましては、やはり工業所有権制度の確立を待つて積極的に技術の交流をやっていくということが必要かと思ひます。

それから、そういったLDC諸国に對しましては、特許情報センターと申しますか、御承知のように、なかなか特許の内容といったものは難解でございますので、そういった開発途上国の人たちによく理解できるように形に要約いたしまして、あるいはそういった国で導入して適切な、あるいは導入しやすいような技術につきまして、いわゆるレジームをつくりまして啓蒙活動の一環として実施しておるわけでございます。

○小柳勇君 長官に質問いたしますが、いまと類似の問題ですけれども、日本の特許行政といひましようか、特許の仕事が外国にどういうようなつながりを持つて進んでおるか。もちろん、特許条約に署名をして世界の仲間入りをするということとは大きな前提でありますけれども、たとえば、アメリカやイギリスなどの特許制度の古い歴史を持つた国に對して、いま日本のこの特許制度の姿というものは一体どうか。それから、発展途上国などが日本の特許の制度を見てうらやんでいると思ふんですけれども、それはある面からは、欲し

いものをちゃんとどう日本で特許をして、向こうではその特許を買わなきゃならぬ、あるいは輸出してもらわなきゃならぬといういろいろ問題がありますが、担当しておられる長官としては、そういう国際的な関係をどのようにとらえておられるか。

○政府委員(齋藤英雄君) 私どもの制度をまあそももから申し上げますと恐縮でございますが、商標は明治十七年、特許は明治十八年から、最初はいわゆる欧米先進諸国と言われております。国の制度を非常に重要な参考としてつくりました制度でございます。それで、その後幾多の変遷を経まして現在に参っております。その途中におきましても加盟をいたしまして、国際的な連携を深めつつ特許制度が前進を遂げてまいりましたわけでござい

いまお話がございましたイギリスなりアメリカなり、あるいはフランスなりドイツなり、それぞれの国はそれぞれその国の歴史なり産業なり、あるいはその国の技術水準なり、そういうものを背景にしたそれぞれの制度でそれぞれ進んでまいりまして、その最大公約数的なものがいわゆるパリ条約でございます。それで、しかもその後最近でございますけれども、それを管理するややつかりした機関としまして、世界知的所有権機構というものができました。俗称はWIPOと呼んでおりますが、そういうものに日本も今回入るような国会の御承認をいただきましたわけでござい

すけれども、入りました、国際的に日本も重要な一員として現在働いておるといふ認識を私どもは得ております。

しかし、制度自身としましては、やはりこれは技術の交流あるいは商品の交流というものが世界的にますます盛んになっておりますと同時に、日本は言うまでもなく、貿易立国の国でございますからして、当然制度自身も国際的なものにならざるを得ない、そういう運命をよっておるんだ、なかろうかというふうに考えております。ただ、

その問題につきましては、これは一遍になかなかそういうわけにはまいりません。それぞれの歴史もございまして、国の歴史がございまして、日本の国につきましましては、おおむね九十年続きました日本の特許法の歴史がございまして、現在われわれがやっております制度運用の慣行もございまして、そういうものを十分考えました末、一步一步そういう方向に進まざるを得ないというふうに考えております。

○小柳勇君 これは通産大臣としての見解を聞いておきたいんですが、いわゆる技術貿易、ここに私は昭和四十七年の統計を持つておるんですが、対価支払い額でわが国が千七百六十一億円、対価受取額で二百二十八億円。外国から言うならば特許を買って、それに比べましてこちらは売る、わずかに一三%、日本の場合は。ところが、アメリカなどは逆に受取額の方が十二倍、この金を受け取るのが支払うよりも十一倍。そこで思ふんですけれども、発明、発見というのを助長して、それを早く特許を許可してそれを持つておれば、それを外国が日本から買う、いわゆる技術貿易ですね。その方法によつていま日本の場合は、言うなら輸入が千七百六十一億円で輸出が二百二十八億円で、このように大きな差を逆にするのができるのではないかと。特に発展途上国などは、日本のこの発明、特許などを買いたいと思つていて、このもたくさんあるだろうが、そのためにいま私どもがここに特許法というものの改正を議論をしておる、私はそう理解しているわけですが。

ただ単に、目の前の滞貨を解消するとかそんなことだけでなくて、日本の技術貿易をどうするか。千七百億もの特許権料を払って、日本はわずかに二百二十八億円だけしか発展途上国などに売っていない。そんなことがいまこの優秀な工業国として発展してきた日本でよろしかろうか、この統計を見ながら思うわけです。それには、もっとと発明、発見に對して援助する。これはもう大企業、大企業はうんとやっていますね。だが中小企業はそれはできませんね。そのためには早期公開制度

なども、あるいは情報センターなども中小企業にうんと利用できるようにしなければならぬ。それから、中央に情報センターがあるならば、九州や北海道やあるいは関西など、ここに情報センターを設けて、そして、東京にあるものはちゃんと電子計算機で向こうでも見れる、九州でも見れる、北海道でも見れる。そうしますと、わざわざ東京まで来なくてもわかるわけでしょう。いろいろな面で技術貿易というものをもう少し考えるべきではないか。これは頭の戦争ですね、品物をつくるということよりも、品物をつくって貿易する、その前に発明、発見によって技術貿易がある。そういうことにも通産大臣は意を用いるべきではないかと、この統計を見ながらしみみ考えておられるのでありますが、通産大臣の見解を聞きたいんです。

○国務大臣(河本敏夫君) 私の手元にもこの技術貿易に関する数字がござりますが、全くその数字はお説のような数字になっております。まあ大変残念なことではございますが、私は、この技術貿易というものをわが国にとりまして有利にするというこのためには、やはり相当な投資が必要でなかろうかと思ひます。

アメリカやドイツに比べて日本の工業生産というものは、量的には負けないような水準まで来ましたが、やはりいろいろな技術面、それからさらに新しい技術の開発、新しい発明の開発等に対してはアメリカやドイツの比では、とても日本の比ではないわけではございまして、また、そういうもののいろいろな機関等も、民間、政府を通じて一本化されておりました、非常に強力なものになっております。日本の方はまだ国を挙げての強力なそういうふうな技術開発、新しい発明等に対する機関等も設立されておられませんし、また、それに対する予算等も、政府、民間を合わせまして非常に金額が少ない。これだけの産業大国になったわけではございまして、やはりこれからはさらに一段とこの技術分野の深みを増していくということが私はぜひ必要であると、こういうことをかねてか

ら痛感しておったものでございます。

いま御指摘の問題は、まさに私は日本にとつてこれからの重大問題だと思ひますので、御趣旨のような線に沿ひまして、さらにこれからのあり方というものの対してよく検討を加えていきたいと思ひます。

○小柳勇君 長官に今度質問いたしますが、したがって国際的な情報の交換など、今後うんとひとつ情報活動についても意を用いてもらいたいのではありませんが、この間、公開公報を見せられていまして、アメリカのモデルを見せてもらいました。アメリカのは要点だけ書きまして、略図を書きましてね、一ページにこうやって……。日本のやつは、三ページも四ページも公開公報をこうやってあるわけですね。で、早期公開制度をとられまして、公開公報制度などをとっておられますが、現状のまゝまいこうとしておられるのか、あるいは法律改正と同時に、こういう制度的なものなりあるいは形式的なものもこの際に変えよう、それには職員間の意見もありましようし、あるいは幸い特許庁には技術懇話会もあるようではあります、いろいろな衆知を結集して諸外国の情報活動に匹敵するような情報活動をつくり出してもらいたいと思ひますが、これに対する長官の決意をお聞きたい。

○政府委員(齋藤英雄君) いま先生がお話になりましたのは、いわゆる現在特許では公開公報で全文を公開をいたしております。アメリカではこれを抄録と申しますが、われわれアストラクトと言つておりますが、そういうものを掲載しておるといふことで、情報の量において非常に大きな差があるといふことで、公開公報は言うまでもなくこれは出願が全部出るのでございまして、ごく一部の例外を除きまして全部出るのでございまして、非常に膨大な量になるといふことは、まことにそのとおりでございまして。それで、これをどういふふうにしたらいかがかということにつきましましていろいろ私も案を考へつたつたつた。その案の一つとして、いまお話がございましたよう

な、いわゆる明細書の要約を出したらどうだ、こういうふうなお話であらうかと存する次第でございまして。そのいろいろな方法の一つとして、いろいろこれは検討の末、私も考へられる一つのアイデア、と申しましては失礼でございしますが、というふうな気もいたしております。

しかしながら、これを現在直ちに実行するにつきますのはかなりの実問題点があるわけではございまして、その一、二を申し上げますと、発明の早期公開は、言うまでもなく発明そのものを公開をするわけではございまして。それでアストラクトを出す場合に、そのアストラクトとその出願人が出したものとがほんとうの要約になつていのか、ほんとうの要約になつていのかどうか、その辺のチェックをどういふふうにしてするか、あるいは出願人にそれを、要するに抄録を出させる義務を課するか、あるいは審査官がそれを書くのかというふうな問題。出願人が出します場合には、当然出願人に負担がかかるわけではございまして、審査官がつくる場合には、審査官に当然負担がかかるわけではございまして。

それから、今度はもう少し細かく上げますと、出願人が書きまして、それがそのまま要約をあらわしておるかどうかということにつきましては、必ずしも保証がございませぬので、それはやはり審査官が場合によつては一遍見なければいけないといふことになりまして。それで、現在審査請求制度をとつていただきました結果、出願の中で六割なら六割これは審査請求があると、あとの四割は公開はされますけれども、これは審査をしないわけでは、見ないわけでは。

ところが、いまのようにアストラクトをつけまして、そのアストラクトが明細書の要するに本当の要約であるかどうか、発明を實際にあらわしておるかどうかということを公開公報に掲載する段階で見なければならぬ、要するに百の出願全部について見なければならぬ、こういう問題もございまして。そうしますと、せっかく従来審査官に、審査請求で六十だけ審査すればよろしいとやつた

ものが審査——同じ審査ではございませぬけれども、一応はともかく百全部見なきゃ、ある程度見なきゃいかぬというふうな問題もございまして。したがしまして、私ももうこういうことにつきましては考へられる一つの考え方というふうな思ひつております。

したがしまして、この点實際に実施します場合には、そういうことをよく詰めていまして、實際でできないんじゃないかと思ひますと同時に、實際それを、仮に出願人に義務を課しますというふうな仮定をいたしました場合には、出される方——出願人、具体的に言ひますれば、たとえば特許協会とか、そういう出願人の意見を代表しておられるところの御意見も聞かなければいけないといふこともございまして、あるいは弁理士の御意見も聞かなきゃいけないかもしれません。そこら辺の御意見も実は聞いていないわけではございまして、方法としてこれは非常に間違つていっているといふうなことを私が申し上げるのは毛頭ございせんが、現在直ちにこれを法文を修正をいたしまして実施をするにつきましては、いま一、二、私思ひつゝまゝに例示をいたしまして、なお、それ以外にもあるかもしれないけれども、申し上げましたような問題点がございまして、申し上げますが、現在にわかに法文を改正をいたしまして、その中にこれを入れるにつきますのはかなりの問題点があるうかと、そういう認識を持っております。

○小柳勇君 審査請求によりまして七年以内にとつて、いまここに表を持っておりますが、最終的には特許が六七%ぐらい、実用新案が六三%ぐらいだといふことであります。二、三年たてば、去年、一昨年と比べてみますと、三割ぐらゐるんですね、三〇%ぐらゐる。だからあるいは早期公開制度、あるいは審査請求制度などで滞りがつくと減るというふうなこと、もちろん相当この消化率は上がつておりますが、早期公開することの余分な資料ですか、資料を並べるといふ

ことね、そういう繁雑さのほうが大きくはないかという素人判断をするわけです。だから技術を問違つてはなりません、なるべく早く皆がわかつて、しかも早く特許がきまるという方向で検討してもらいたい。私どもは素人でありまして十分ひとつ衆知を集めて、いま長官も検討する用意があるようでありまして検討していただきまして、諸外国の例も見て、もう十分知っておられると思いますから、アブストラクトでは物足らぬという点もありましよう。これを見ましてもすぐ一目瞭然ですから、これじゃちよつと貧弱だという点もありましようが、十分にひとつ検討してもらいたいと思います。

そこで、あまり総合的なことだけではいけません。またうちのほうの委員が内部の問題は質問いたしますが、主なる問題だけはきょうのうちに質問をしておきたいと思うので質問いたしますが、今回とられますいわゆる多項制、この多項制ということですが、法案の中では併記することを妨げないで、それだけで多項制に移行しようとしておられるが、この多項制の必要性——原則論になりまされども、多項制に移行しなかならぬその必要性と、このような法改正だけ多項制として一体とれるのかどうか。まず、そういう問題から答弁を求めます。

○政府委員(齋藤英雄君) 多項制という特許関係者の間で言われておりますものでございまして、この多項制というものは、いろいろこうとり方がございまして、一義的になかなか言えないのでございまして、通常私どもがいま多項制と呼んでおりますものは、一つの発明、日本流にいう一つの発明につきまして、従来はその発明の構成に欠くべからざる事項のみを特許請求の範囲に書いてありまして、その一つの発明につきましては、発明の構成と申しますのは一つでございまして、発明の構成に欠くべからざる事項のみを記載しなければならぬといひますと、特許請求の範囲には一つの構成を書く、すなわち、それを一つにまとめて当然書くわけでございまして、

から単項制になるというふうに出ております。それを今回改めて、それ一発明の範囲でございまして、発明の構成にプラスしたしましてその実施態様をあわせて書くことができ。実施態様は、当然、その発明にある技術的条件を付加をいたしまして、あるいはある場合に限るといふふうなことで、俗に言いますとそういうことでございまして、当然それは第二項あるいは第三項というふうに行を改めて書くようなことを考へております。したがって、外形的に言いますと、従来が構成要件だけをワングループで書いておりましたものを、実施態様はその次のグループ、実施態様が三つあれば全部で四つのグループになりまして、それがすなわち多項である、こういうふうに出ておると私どもは理解をいたしております。その前提で考えました場合には、多項制、これは諸外国の例は申し上げるまでもなくほとんどの国が多項制でございまして、したがって、先ほど申し上げましたように、日本もそういう国際的な制度と申しますか、にならうように、国際的な制度になるべく合わせるようにする、という意味も一つはございまして。

ただ、もう少し詳細に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、日本の法律制度自身とはかの国の法律制度自身は、それぞれの歴史によりましてあるいは法体系、特許法のみならず法体系全体の立場から言ひまして違ひますものですが、必ずしもその多項制という意味は一致はいたしておりませんが、大体のところはいまよりも国際的になるというふうなことでございまして、それが国際的な理由でございまして。

しかも、国際的理由をもう一言付言いたしますと、特許協力条約というものであるは数年前に入ると、それに加ひたします場合には、ほかのいわゆる西諸国と言われております国は全部多項制でございまして、当然その条約は多項制というふうなことを前提に規定がしております。ただ、そのこまかい記載その他の規定は、ルールと

申しまして、省令、いわゆるいまで申します条約本文ではありませんが施行規則の方に書いてありますけれども、そういうふうになっております。したがって、PCTに入りまして、やはり多項制にする必要があるというところでございまして。

それから、国内的な問題でございまして、従来はそういうふうな発明の構成だけを書いておりましたために、発明の構成で十分わかる、理解できるものももちろん相当ございまして、往々にいたしましてその権利の範囲でございまして、あるいは審査官が審査をいたします場合に、拒絶理由を出す場合に、びつたり当てはまった例がなかなか引用例として引きにくいような例もございまして、それを二項、三項に、私どもが表現をいたしております実施態様を記載することによりまして、その辺のことを明確に判断ができる、これは審査官のみならず訴訟の場合も同様でございまして、判断ができるようなことになるんではあるまいか。したがって、逆に言ひますと、その辺が明瞭になりますれば、訴訟に持ち出すまでもなく事が片づきますからして、争いが少なくなるということも当然であろうかと思ひます。そういうふうなことを私どもは考へまして、多項制を採用すべきであると考へたわけでございまして。

なお、蛇足でございまして、私どもが四十六年から検討いたしましたのはそういう実体的な理由もございまして、また、当委員会が附帯決議もいたしております。そういうことで国会の御意思でもございまして、私どもはその実現に努力をいたした次第でございまして。

○小柳勇君 この多項制をとることによるメリット、デメリットの問題。それから、この特許請求の範囲を多項制にするとは発明について適切な保護が得られると言ひますが、それはどういふ理由であるか。

以上二点について質問いたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 特許請求の範囲、いわゆるクレームを言っておりますが、クレームを多項制にいたしますと、発明について適切な保護が得られるかどうかということもございまして。多項制の場合におきましては、審査官は一つの発明につきまして、複数クレームのうちで拒絶理由に該当するクレームを指摘するというのが運用上可能になってまいります。従来でございまして、これは一項で書いてございまして、その一項の中に発明の技術的特徴は全部含まれておるといふことでございまして、今回はそのいふゆる実施態様が書いてありますので、それに対応しやすくなるということがございまして。出願人は、拒絶理由が具体的に各項で示される場合がございまして、したがって、それは非常に対処しやすいといふことになるわけでございまして、まあ言つてみれば一種の適切な保護ということにならうかと思ひます。

それから、先ほど申し上げましたように、実施態様が記載されますことによりまして、特許発明の技術的な範囲と申しますか、これが明確になりますので、とりもなおさず、それはやはり発明の本来保護されるべき範囲が明確になるわけでございまして、先ほどちよつと申し上げましたように、当然発明についての保護が厚くなるという感じにならうかと思ひます。したがって、争いなどもこれによつてやはり少なくなるということが期待されるのではないかと考へておる次第でございまして。

○小柳勇君 今回提案される多項制というのは、たとえばイギリスとかアメリカとかいろいろありますが、どういふ部類の多項制に入るんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 日本の特許法は、ほかの国の法律制度とやが違ひまして、やが違ひましてと申しますのは、日本の特許法は三十五年に改正をいたしましたときに、非常に詳細なる規定をそれぞれについて置いております。たとえば発明の定義でございまして、あるいはその実施についての定義でございまして、非常に詳細な定義を置いております。と同時に、従来施行規則でい

ろいろ書いておりましたものにつきまして、これを本法に上げていくということもございまして、詳細になつて、おるわけにございまして、その点はほかの諸外国、ほとんどの国、私どもが承知をしております国では、発明の定義というものはほとんどしていないのではなからうかと思ひます。ただ、實際上の運用によりまして、この範囲のものは一つの出願でできる、その一つの出願でできるものが、逆に言えば、まあ何と申しますか、一発明といひますか、単一性のある発明といひますか、そういうものであるというふうな一種の判例法みたいなことになつてゐるのでございまして、発明というものの単位といひますか、範囲といひますか、大きさといひますか、それは、ある場合には狭くなり、ある場合には広くなつておるというふうになり、非常に日本流に考えますと、融通無碍な発明、要するに一出願の内容になつております。したがひまして、今回日本が多項制をやります場合に、全く同じような制度が外国にあるかと申しますと、そういうふうな観点から、全く同じような制度はございませぬ。

しかしながら、日本には併合出願という制度がございまして、特許法三十八条でございまして、併合出願という制度がございまして、日本の発明の、たとえば二つの発明あるいは三つの発明でありまして、ある関係のある相互に關係のある発明につきましては、これを一つの出願でできるという制度がございまして、それを併合出願制度とわれわれは言つておりますが、そういうものをあわせ考えまして、一出願ができる範囲というものが似てゐるような国があるかどうかと、こういうふうな観点からなりました場合には、私ども現在思ひ浮かべますのはドイツの制度でございまして、したがひまして、これから私どもがやろうとしております多項制の内容はそういう観点から言ひますと、ドイツの制度にやや近いのではあるまいかという感じがいたす次第でございまして、

○小柳勇君 それで、現在単項制であります、ここにたゞし書きをつけまして、現行法の三十六条五項に「ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。」このたゞし書きだけで多項制に移行していくわけですね。この専門屋の意見で弁理士会などからも建議されておりますのは、実施態様という言葉が不明確ではないかという点、それから「併せて記載することを妨げない。」という、これだけで多項制に移行するということについては納得できない。古い法律にも「附記」という言葉があつた、「附記」という言葉でたくさん発明に付随する従属項を書きました例も以前もあつたではないか、ただこれだけで多項制に移行するということについては、言葉も不明確であるというふうな意見が出ておりますが、この点についていかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 最初に「附記」のこととございまして、大正十年法には施行規則であつたと思ひますが、「附記」で実施態様を書くことができるという規定がございまして、その場合におきます「附記」と申しますのは、その当時の解釈がそうであつたと思ひますが、いわゆる特許請求の範囲といひます権利の内容にはならない、現在の特許法七十条でいひます「特許発明の技術的範囲」、技術的範囲の内容にはならないという解釈であつたと聞いておりますし、そういう判例もあるやうでございまして。したがひまして、今回私どもが考えております多項制の実施態様と申しますのは請求範囲の範囲内でございまして、これは当然特許発明の技術的範囲を考えます場合に、それに基づいてその範囲をきめる範囲内になります。その点におきまして権利解釈において非常に大きな相違があるというふうには私どもは考えております。それが第一点でございまして、

それから第二番目に、たゞし書きで多項制になるかどうかということにございまして、多項制と申しますのは、いま申し上げましたように、形式的な面であつて多項になるという面と、その内容が何を書けるかということにおける多項な面と見方が二つあるやうかと思ひます。

それで、形式的な点でまず申し上げますと、従

来は先ほど申し上げましたように、通常の場合は一発明一出願でございまして、その一発明の発明の構成は一つでございましてこれは単項である、したがつて、一つしか書けないということとございまして、それが三十六条の五項の本文でございまして、改正をいたしました結果、それにたゞし書きで「実施態様を併せて記載することを妨げない。」ということに相なりました。したがひまして、その発明の構成、それが一項にありまして、二項目にいまの実施態様、一つなら二項目に一つ、二つあれば二項、三項というふうになりまして、形式的に三つある。その場合には、そういう意味の多項でございまして、実質的に申しますと、発明の構成のみを書くのではなくて、実施態様もあわせて書けるというところが従来の単項制とは実質的には違つておるというふうには私どもは考えております。したがひまして、たゞし書きのあの条文で、私どもは、いま申し上げましたやうな多項制といふやうな記載が特許請求の範囲に書けるんじやないかというふうに考えております。

○小柳勇君 実施態様といふやうな問題なり、あるいは「併せて記載することを妨げない。」などというあいまいな表現ではなくて、もう少し、権利義務の問題もあるから条文ではつきり多項制をうたつてもらいたいという要請があるのであります、この法改正でそのやうな検討をされたことありませぬか。

○政府委員(齋藤英雄君) これは答申がออกมาしてから、私どもはこの点は一番苦心をいたした点でございまして。実施態様という言葉は、先ほど先生からお話ございましたように、大正十年法の「附記」に実はございまして。その言葉をそのまま、あのときは「実施態様」といふ言葉であつたかと思ひますが、現在は「実施態様」といふやうな熟語で使つておりますが、どういふ表現にしたならはわれわれが考えていることを最も的確にあらわせるだらうかという表現の問題につきまして、

私どもいろいろ苦心をいたしました、これは内閣の法制局の方の当然審議のときにも一番の問題になりました点でございまして。

たとえば申し上げますが、いま多項という項といふ言葉がございまして、法律的にその項といふのは一体どういふやうな法律的位置づけになるだらうかといふやうな点が法制局でも非常に問題になりました。結局、項といふ字は使わないことと相なりまして、そういうふうな等、まあいま一例でございまして、日本の特許法がいわゆる発明単位の特許法で、権利は発明ごとにございまして。権利は要するに項ごとにあるわけではないわけにございまして。発明ごとにございまして。特許権の単位が発明でございまして、すべてが発明を基礎にして構成をされております。したがひまして、その発明を分けた項といふのはどういふ意味であるかといふことが、法制局でもしつ非常に議論になりました結果、ついにその概念、私ども法制局の質問には答えられませんでした。したがひまして、いろいろ法制局も御苦心の末だと思ひますが、私どももいろいろ考えましたけれども、どうも現在の表現に落ちついたということとでございまして。なお、この点につきまして、非常に的確な表現でわれわれが考えておりますやうな内容をあらわすやうなものがございまして、それは私どももあるいは法制局なり何なりに御相談もいたしました末、いろいろ考えることもあろうかとと思つております。

○小柳勇君 そこで、三十六条の第六項、「前項の規定による特許請求の範囲の記載は、通商産業省令で定めるところにより、しなげなければならない。」とこう書いてあります。したがつて、これだけの重要な多項制に移行する請求の範囲の記載を省令にゆだねてこの本文に書いてない理由は何か。それからこれが拒絶理由になると、いわゆる権利を削減されるわけですが、この点について説明を求めます。

○政府委員(齋藤英雄君) 先生お示しのとおり、

改正後の三十六条の六項は、特許請求の範囲の記載を通過省令で定めることになっております。いわゆる委任省令になっております。これは現在私どもがその実施態様の書き方、あるいは実施態様とその発明の必須構成要件であります、いわゆる第一項と俗に言っております、第一項との区分の書き方等、いろいろそういう細かい記載の問題、場合によりましては実施態様の、やや内容を念のために書くということもあらうかと思ひますが、そういうふうなことを一応省令に委任をしようということでございます。やや一、二例を挙げて申し上げますと、いわゆるこれをどういうふうな一、二項という字を使いますと、本来法律的ではないと言つて法制局で怒られましたが、独立項、従属項の記載方法はこういう方法でいいだらうか、あるいは多数項従属の場合はどういうふうな記載したらいいだらうかというふうな事等、いろいろ法律技術的な問題が非常にございまして、主としてこれは特許請求の範囲の願書の書き方の問題でございます。したがって、そういう記載方法でございます。それから、その程度は省令に委任をしてもいいのではあるまいかという、これは法制局とももちろん十分打ち合わせの上の見解でございます。

〔委員長退席、理事楠正俊君着席〕
なお、これは拒絶理由には一応なっておりますが、権利が一応確立いたしましたといひますが、査定がありました後で権利が確立いたしました後では、無効原因にはなっております。したがって、権利が確立いたしましたからこの記載が悪いということの特許権を無効にすることはできないわけでございます。通常の実体的なものと、その辺は条文上で区別をして私どもの方は規定をいたしておるつもりでございます。

○小柳勇君 もう一つその前に、この通過省令というのは一応案があるんですか。
○政府委員(齋藤英雄君) 通商産業省令、これは先生御指摘のとおり、かなり重要な省令にならうかと思ひます。私どもの方もいま実体的なことは

いろいろ頭の中に入っています。表現等あるいは漏れているところがないかどうかという点について検討をいたしております。と同時に、それができまされた場合には、やはり通産省全体として、これは内部事情で恐縮でございますけれども、大臣官房その他も十分御相談を申し上げまして、漏れがないのか、これで的確に表現しているのかというふうなことも検討したいと思ひております。まだそこまでの段階には至っておりません。

○小柳勇君 それはいつできるんですか、その通過省令は。もう少し言ひますが、大変古い法律で大正十年法では、実施の態様を付記することを妨げないという規定があった。この法律によつて「附記」に關しては、判例はこれを権利範囲とは無関係のものとして、特許庁も同一の見解をとつてきたのだ。権利義務に關係するものを通過省令に任せておいて、まだこれありませんでは、ちよつとこの条(9)法律を通過させるわけにまいらんですよ。

それで、この前の請求の範囲、いままではこれは単項制、これだけでよかったのですけれども、今度は従属だつていわゆる併記のものが特許与えられていくんですから、そうしますと前の法律の「附記」といふものと、あわせて書くことを妨げないといふこととちよつと違ふぢやないかという疑問を持つておるわけです。ただこれだけの言葉で多項制でございます。いわゆるあなたは、主なる請求範囲とあと従属請求範囲も、これも特許の範囲でございます。たとえば三つありとありますと、これも範囲であります。どこにも書いてない、それを心配しておられるわけですね。その点についてもう一回答弁を求め。大正十年法の「実施態様ヲ附記スルコトヲ妨ケ」ないといふのと、今回の「実施態様併せて記載すること」を妨げない」といふこととどう違ふのかといふこととです。それをまずはつきりここで答弁してもらつと同時に、通過省令については、ありますならばここに出示してもらつて一緒に審議するか、あるいは

はその時期をどういうふうな考えておられるか。もう通過省令は、これは任してくだささい、この本文だけで通してくだささいといふことはちよつと無理ではないかと思ひますが、その点いかがですか。
〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕

○政府委員(齋藤英雄君) 大正十年法でございます。「附記」は、実は施行規則にあるわけでございます。したがって、この書き方からいいたしましていろいろ御解釈が当然あり得ると思ひますが、従来の大正十年から昭和三十四年までのその当時の法律の解釈あるいは判例によりますと、これは「別項ニ附記スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ其ノ附記タル旨ヲ明示スヘシ」といふ、そういうことになっておりました。その解釈としては、この「附記」は請求の範囲ではないといふことになっております。今回の場合には、請求の範囲にはこういうふうなことを記載しなければいけない、それで、ただしこういうことをあわせて記載することができると規定になっております。本文は、請求の範囲にはこういうことが書けます、それであわせてこういうことが書けます、請求の範囲にはですからあわせてこれも書けるんですよというふうな表現になつていくように私どもは考えております。したがって、特許の請求の範囲にはこれが書けます、あわせてこれも書けます。したがって、私どもの解釈といたしましては、「併せて」でございますから、これは両方とも特許請求の範囲であるといふふうに考えているわけでございます。

それで、いまの大正十年法の場合においても、これは最初はいろいろ御解釈がありました。それで、ただこれは、当然最終的には裁判所の確定判決によることでございます。判決によりますと、その「附記」たることを明示すべしといふことも書いてございます。請求範囲ではないといふ解釈で統一をされておりました。したがって、この「附記」は請求範囲外であるといふ解釈が確立をいたしております。

○小柳勇君 通過省令はいつできますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 失礼いたしました。通過省令の私どもの書くところと思つております内容は、記載の方法でございますとか等、実は実体的に私どもはここで一応考えていることがございまして。したがって、厳密に省令のつかうで外部にお出しをいたします場合には、私ども先ほど申し上げましたように、大臣官房等とも相談をすといふ内部手続がございしますが、実体的にこういうことを私どもで省令に書きたいと思つていといふ、そういうことでございすれば、私ども早急にこれを整理してお話を申し上げたいと存じております。

○小柳勇君 どのくらいかかるかわかりませんが、省令についてはまだ省内の相談もありましようが、いま長官の方で考えている、この法案をつくらぬと思つたはずだと思ふんですが、なきやならぬと思つた。それは出せますか。
○政府委員(齋藤英雄君) 私どもがこういうことであると考へておりましたところにつきまして、条文のかつこうでなくて、こういうふうなことであるといふことでございます。私どもの方の整理をいたしましてお話を申し上げたいと存じます。

○小柳勇君 日本文を読んでみまして皆さんが心配するはずですよ。もう一回これを読んでみまうと、「特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない」と書いてある。そして、ただし書きです。「ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。」と書いてあるんですよ。この表現が本當にくついているだけなんです。いま長官は「併せて」ですから同じだと、こつとこつとやるけれども、主なる発明事項と従たる発明事項と、その従よりもつと弱い表現じゃないかと思つた。「ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。」と書いてある。だから、初めから多項制出願したい人は同等に考へて、主たるものも従たるものも同じように権利として取りたいわけでしょう。それを「発明

の実施態様を併せて記載することを妨げない。」となりまして、書いてもいい、書かぬでもいいというふうな表現であるものですからその心配があると思うわけです。だから、この主たるといましようか、第一請求の範囲と第二、第三の請求範囲というものを、どのくらいのウエートで権利としてこれが確保できるかということをご省令で決めようとしておられますから、その大綱については、ひとつこの法案が通る前に委員に見せてください。その上でこれを検討いたします。

それでは、この多項制の問題も一つ。多項制の問題について、この登録料あるいは特許料などの料金ですね。特許料は、いままでは単項制です。一つですけれども、多項制になりますと、権利が二、三とも同じであるならば、一、二、三同じように料金を出すべきではないかと。外国でも出しておるようすけれども、今回の料金改正ではそれが出てないが、これはいかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在の私どもが御審議いたしておられます特許料、登録料等につきましては、発明なり、あるいは考案といふものを単位にしてお願いを申し上げております。一発明につき幾ら、実用新案の場合一考案につき幾らと、こういうことでお願いを申し上げております。これは現行法と全く同様でございます。

また、先ほど申し上げましたように、日本の特許法では一発明について一つの特許権があるというたてまえをとっております。いわゆる一発明といふものが権利の単位になっております。したがって、特許料につきましても、当然その一つの権利に対して一つのそれに対する料金を払う、こういう体系でございますので、現在の現行法の体系を要せず現行法の構成どおり、一発明について特許料なり登録料を取ると、こういうふうにしたわけでございます。

○小柳勇君 ちよつといまの最後のほうですね、聞き漏らしましたけれども、一発明一料金だからこの多項制になっても料金は取らないと、そういうことなんですよ、いま答弁されたのは。

○政府委員(齋藤英雄君) いま申し上げましたのは、最初に現在の特許法が発明の単位になっておいて、その一発明について一つの特許権が与えられておる、その一つの特許権について一つの特許料がある、こういうふうな構成になっておりますので、したがって、これは多項制になりまして、場合を今度考えますと、何と申しますか、発明の必須要件を書いた第一項がございまして、これが現在の三十六条第五項の本文で言う、いわゆるわれわれが言う、主クレームと言っております。それから実施態様が二項、三項にあるわけですね。それを一、二、三全部合わせましたものが一つの発明であるわけです。全部が一つの発明であるわけですね。通常の場合でございます。三十八条の併合出願の場合はちよつと別でございますけれども、通常の場合にはそういうわけでございまして、要するに多項になりました、たとえば四項ある、その四項全部まとめたのが一つの発明であり、逆に言えばそれが一つの特許権でございますから、それに関して一つの特許料を取るといふこと、単位が発明単位になっていくというふうな意味でございます。したがって、単項制の場合も、あるいは多項制になりました場合でも、同じような発明単位の構成でございますために料金を取る単位は変更しなかった、こういうことでございまして。

○小柳勇君 それではなお法改正の条文に疑問が出てくるわけですね。長官の頭の中では、「併せて記載することを妨げない」と書いてあるけれども、これは一発明でございまして、だから、多項制というなら主なる発明も従なる発明も一、二、三と同じ権利ではないかと、こう考えるわけです。ただその中で、一願書で出しますから、主たる発明、それに付属する従なる発明、それも多項制でいいですよと、そこまではいいが、どうも長官の話を聞きますと、これは一発明ですから料金は一つです、こうなりますと、やっぱり条文の解釈が私どもも心配するように解釈しておられるわけだ。もう記載してあるものはこれは付記ですと。だから、

多項制というならば権利がおのおの三つあるんだから、少し料金安くてもいいけれども、これはたとえば一万円ですと、二、三、四は千円、千円、千円ですよと、それは当然じゃないでしょうか、権利があるんだから。そこそこちよつとやっぱり法文の解釈上の問題もありますし、料金を聞くとおの心配があるが、いかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) いま先生からお話がございまして、多項制のいま私が御答弁申し上げておりますことは、実は非常に基本的なことでございます。いまの表現でございますと、「ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない」というふうなことになるわけであります。その発明というのは、三十六条の五項に書いてあります「発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならぬ」という、発明の構成に欠くことができない」というその発明の実施態様といふことでございまして、したがって、条文の私どもの解釈でございますと、三十六条五項の本文に書いてあります発明の構成のその発明の実施態様でございまして、同じ発明の実施態様であるといふことでございまして、したがって、その第一項に書いてある発明と、二項、三項に書いてありますこととの間には、もちろん特定の場合であるとか条件をつけるとか、いろいろそういうことはございまして、それは全体として第一項に技術的特徴が全部含まれておる第二項、第三項である、こういう解釈でございます。したがって、第一項から第四項まで実施態様も含めて私どもは一つの発明であるといふふうに考えております。なお、仮にそうでございまして、現行法の三十八条の併合出願との間の解釈が非常にむずかしいことになるのではあるまいかと考えます。

○小柳勇君 ここに、わずかな資料ですけれども、スイスとかアメリカ、カナダ、オーストラリアの資料などありますが、いま申し上げたような国では、最初のクレームは一応取って、あと各クレームにつきまして料金を取っているわけですね。だからもう一回これは——あとの全体の出願料、特許料などの料金値上げにつきましても、五倍も上げるのはけしからぬではないかという意見もあります。弁理士会などの意見もずっと聞いてみますと、少し料金の引き上げ方がひどいという意見もありまして、いまの多項制の問題については、遠慮せぬでひとつあつと取つてもらうということ、両方ひくくするめてこの委員会中に検討していただくことはできませんか。

○政府委員(齋藤英雄君) 非常にむずかしい御質問を受けてまして、実はとくに答弁に迷っておりますが、あるいは御質問の趣旨と少し違つても申しませんが、いまの五倍——商標の五倍のお話でございますが、一言だけ釈明をさせていただきます。特許を例にとりまして、特許は現在出願の手数料が一件二千円でございます。それで、四十五年法の改正のときに審査請求制度をとりまして、審査請求制度をとりまして、一発明について八千円という審査請求手数料を取ることになっておりました。したがって、現行法で、特許で審査をいたしますものにつきましては合わせて一万円取つておるところでございます。一万円いたしているんでございます。

商標の方を考えると、商標も、実は意匠もそうであつたんでございますが、四十五年のときに出願手数料の改正をいたしませんでした。したがって、現在でも商標は二千円でございます。そういったしますと、商標は、言うまでもなく全部審査請求があると全く同じ制度でございます。出願がありましたものは全部審査をいたします。特許は、くどいようでございますが、審査請求制度でございますから全部審査をいたしません。審査請求のあつたものだけ審査をいたします。同じように両方とも出願があつて審査をしたものを比べますと、現行法で特許は一万円で商標は二千円でございます。これは余りにも懸隔があり過ぎるではないかということでございます。

その前の大正十年のときには、特許は一件当た

り十四で、商標は七円でございました。それで昭和二十三年だったと思いますが、両方とも、多分このときは五十円だったと思います。両方とも五十円になりました。そうしました。以下ずっと全部特許と商標の出願手数料は同じ額で昭和四十五年改正前までは参りました。

四十五年になりましてから、そこは非常に大きな懸隔がついたわけでございます。

それで、私も考えますのに、それは手数料の負担につきましてのいろいろな考え方がありますから、一概にこれはこういうことだからこうだという負担割合について申し上げることはむずかしいのでございまして、何とかいいまして、やはり特許というものは技術的な非常に大きな進歩をするものになる発明を対象にしておるものでございまして、貧困なる発明家もおられるわけでございまして、貧困なる発明家もおられるわけでございまして、新規性があるものではなくても、先登録があるものでありますればこれは新しくなくても登録になるわけでございます。しかも、商標というのは本来商品につけて売らるものでございまして、当然事業をやっている人というものが前提になつておる出願でございまして、したがって、本来とつちが負担をするのが政策的にいいかということをお考えしました場合には、これは発明を奨励する方がいいのか商標を奨励する方がいいのかという問題があるかと思ひます。しかしながら、現行法は特許が一万円で商標が二万円でございます。これは私も、やはり何らかの意味で均衡をとるようになっていた方がいいと思ひます。

今回、全体の問題で、いま御意見ございましたように、特許の方を二万円のものを実は二万円に、物価指数にスライドをいたしまして二万円にするように考えておりますが、商標はもしその考え方、私がいま申し上げましたような不均衡は正だけ、あるいは過去の経緯だけの観点から申しますと、二万円ということに論理的にはなるわけでございします。しかしながら、私も、それは余りにも引

き上げ率が大いにはあるまいかというふうにご覧しまして、現行の特許と同じような一万円ということにしたわけでございします。そういうことでございします。その辺のことにつきましていろいろそれは各方面から、引き上げ率が五倍であるというふうな御意見があること、先生御指摘のとおりでございます。それで私も、現在では、そういうことを考えましてそれが均衡がとれておると考えておりますが、まあこの辺につきまして、先生のお話、御質問もございました。私も頭をもう少し冷静にしてひとつ見たいと考えております。

○小柳勇君 それじゃ、まだ商標の問題、物質特許の問題、料金の問題ありますが、きょうはもう時間が遅いからこれで質問を終わりますが、願わくは、これは法律を出したんだからこれでもう強引に通すんだということではなくて、この審議の中で修正するものは修正するし、検討するものは検討して、そしてよりよい特許法制度というものをつくれることを期待をいたします。

あとの残りしました質問は同僚議員に譲りまして、質問を終わります。

○委員長(林田修紀夫君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十六分散会

二月二十八日子備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の実態を調査して」を「をめぐる経済事情の変化に対処してその成長発展を図るため」

に、「その円滑な実施を図る」を「中小企業の構造改善を推進する」に改め、「健全な発展の下に」と国民生活の安定向上を加える。

第三条の見出しを「(中小企業近代化計画)に改め、同条第一項中「きいて」を「聴いて」に、「中小企業近代化基本計画(以下「基本計画」という。))」を「中小企業近代化計画(以下「近代化計画」という。))」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 一のイ又はロに該当すること。

イ 当該業種に属する中小企業の近代化を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

ロ 当該業種に属する事業が国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給するものであり、かつ、その業種に属する中小企業の近代化を図ることが国民生活の安定又は向上に資するため特に必要であると認められること。

第三条第二項から第四項までを次のように改める。

2 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次のイ又はロに掲げる事項

イ 製造業にあつては、目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近代化の目標及び製品の供給の見通し

ロ 製造業以外の業種にあつては、イに掲げる事項に準ずる事項

二 新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産又は経済の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化の目標を達成するために必要な事項

三 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境保全その他の近代化に際し配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、第一項の規定により近代化計画

を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行う中小企業者又は当該中小企業者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする団体に対し、必要な指導を行うものとする。

4 主務大臣は、経済事情の変化のため必要があるとき、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、近代化計画を変更するものとする。第三条に次の一項を加える。

5 第三項の規定は、前項の規定により近代化計画を変更した場合に準用する。

第四条及び第五条を削り、第五条の二第一項中「指定業種のうち」の下に「経済事情の著しい変化に対処して緊急に」を加え、「国際競争力を強化するため緊急に」を「国民経済の健全な発展又は国民生活の安定若しくは向上に資するため特に」に、「行なう」を「行う」に、「生産」を「新商品又は新技術の開発、生産に改め、同条第二項中「前項」を「前各項及び第十八条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第四条とする。

2 特定業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う中小企業者を構成員とする商工組合等(以下「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 構造改善事業の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準

4 主務大臣は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（中小企業新分野進出計画の承認等）

第五条 その業種に属する中小企業の供給する物品又は役務に対する需要が需給構造その他の経済事情の変化による著しい影響を受けていることその他の政令で定める基準に該当するため、当該業種に属する事業以外の事業の分野への進出を促進することが特に必要であるものとして当該業種に属する事業を所管する大臣が指定する業種（以下「進出促進業種」という。）に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、その構成員たる中小企業者の新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施又はその成果の企業化、需要の開拓、進出促進業種に属する事業の用に供している設備の処理その他の事業（以下「新分野進出事業」という。）について中小企業新分野進出計画（以下「新分野進出計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その新分野進出計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出計画が、当該進出促進業種に属する事業を行う構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができ、その他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

3 第一項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつてその承認に係る新分野進出計画に定める設備の処理を実施しようとするものは、設備処理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その設備処理計画がその承認に係る新分野進出計画を円滑に実施するため適当なものである旨の承認を受けることができる。

4 前条第三項の規定は新分野進出計画に、同条第五項の規定は第一項又は前項の承認及びその取消しに準用する。

第六条中「実施計画」を「近代化計画」に、「若しくは前条第一項」を「第四項第一項若しくは第二項」に改め、「構造改善事業」の下に「実施し、若しくは前条第一項の承認に係る新分野進出計画に従つて新分野進出事業」を加える。

第七条第一項中「基本計画」を「近代化計画」に、「第三項第二項第五項又は第六項の」を「生産若しくは経営の規模若しくは方式の適正化に関する事項又は競争の正常化若しくは取引関係の改善に関する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう者（以下「関連事業者」という。）を「行う者」に、「当該関連事業者」を「当該事業を行う者」に改める。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に、「生産性が著しく向上し」を「近代化が著しく促進され」に、「基本計画」を「近代化計画」に改め、同条第二項中「第五条の二第一項」を「第四項第一項」に、「特定業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を「特定事業」に、「行なう」を「行う」に、「生産性が著しく向上する」を「近代化が著しく促進される」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「若しくは第二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「指定事業を行なう」を削り、「行なう」を行うに、「あわせて」を併せてに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、政令で定めるところにより、第四項第二項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うもの

のに対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認められる旨の承認をすることができる。特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認められるときにおける当該指定事業を行う中小企業者及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、当該承認を受けた特定商工組合等の構成員たる法人である中小企業者であつて特定事業を行うものとの合併し、又は当該特定事業を行う法人である中小企業者に対して出資し、若しくは当該特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立する場合であつて、その合併又は出資により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認められるときにおける当該関連事業者たる中小企業者に対して、同様とする。

第九条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2 商工組合等が、第四項第一項の承認を受けた構造改善計画若しくは第五項第一項の承認を受けた新分野進出で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、又は第四項第二項の承認を受けた構造改善計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者たる中小企業者に対して、試験研究の実施に必要な機械装置、工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該構成員たる中小企業者又は当該関連事業者たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、その負担金について特別償却をすることができる。

3 第五項第三項の承認を受けた中小企業者が当該承認に係る進出促進業種に属する事業の用に供している減価償却資産の廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第十七条第一項中「基本計画若しくは実施計画」を「近代化計画」に、「当該指定業種に属する事業を行なう」を「当該指定事業を行う」に改め、同条第二項中「関連事業者」を「当該中小企業者の事業と競合し又は関連する事業を行う者」に、「当該関連事業者」を「当該事業を行う者」に改め、同条第三項中「第五条の二第一項」を「第四項第一項又は第二項」に、「商工組合等」に「を」を「特定商工組合等に」に改め、「実施状況について」の下に、「第五条第一項の承認を受けた商工組合等に対し新分野進出事業の実施状況について」を加える。

第十八条を次のように改める。

（主務大臣等）

第十八条 この法律における主務大臣は、当該指定事業を所管する大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項に関しては、当該各号に定める大臣とする。

一 第五項第一項若しくは第三項の承認又は新分野進出事業の実施状況に係る前条第三項の報告の徴収、当該進出促進業種に属する事業を所管する大臣及び当該新分野進出事業によつて進出しようとする事業を所管する大臣

二 第七項第二項の勧告、第十条第一項の指導

又は前条第二項の報告の徴収 当該勧告、指導又は報告の徴収の対象となる者の行う事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行う事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)は、第四條第二項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の第五條の二第一項又は第八條第二項若しくは第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、それぞれ改正後の第四條第一項又は第八條第二項若しくは第四項の規定によつてしたものとみなす。

(地方税法の一部改正等)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第十号を次のように改める。

十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第四條第一項若しくは第二項若しくは沖繩振興開発特別措置法第二十条第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は中小企業近代化促進法第五條第一項の規定による承認を受けた新分野進出事業の用に供する土地で政令で定めるもの
2 前項の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十一年

年度から適用し、昭和五十年分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十号の規定中土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える改正規定中第七百一条の三十四第三項第二十一号に係る部分を次のように改める。

二十一 中小企業近代化促進法第四條第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は同法第五條第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新分野進出事業の用に供する施設で政令で定めるもの

(中小企業信用保険法の一部改正)
第五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「事業を行なう」を「事業、同法第四條第二項の承認を受けた構造改善計画に係る構造改善事業又は同法第五條第一項の承認を受けた新分野進出計画に係る新分野進出事業を行なう」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正等)

第六條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「きいて」を「聴いて」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号

中「生産性の向上」を「近代化」に改め、同條第二項中「第四項まで、第四條及び第五條」を「第五項まで」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「行なう」を「行う」に、「第四條第一項、第五條第一項」を「第三條第四項」に改める。

第二十條第一項中「行なう」を「行う」に、「において」「商工組合等」とを「及び次条において」「商工組合等」とに改め、「構造改善に関する事業」の下に「以下この条において」「構造改善事業」という。を加え、同條第二項中「第五條の二第二項の規定は前項を」「第四條第三項から第五項までの規定は前項の承認を受けた商工組合等」を「から第四項までの規定は第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等」に、「行なうもの」を「行うもの及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者」に、「前項の承認を受けた商工組合等」を「第一項又は第二項の承認を受けた商工組合等及び同項の承認を受けた関連事業者」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 特定業種に属する事業を行う沖繩の中小企業者を構成員とする商工組合等(以下この条及び次条において「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定業種の政令で定める基準に該当するものとして関係行政機関の長が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下この条において同じ。)に属する事業を行う者(以下この条及び次条において「関連事業者」という。)又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 関係行政機関の長は、前項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十一條第一項中「第八條第四項」を「第八條第五項」に改め、同項第一号中「第三項又は前條第二項」を「第四項又は前條第四項」に、「若しくは第三項の承認」を「から第四項までの承認」に改め、同項第二号中「前條第二項」を「前條第四項」に、「第八條第二項」を「第八條第二項若しくは第三項」に改め、同條第二項中「行なう」を「行う」に、「第九條を」「第九條第一項」に改め、同條第三項中「行なう」を「行う」に、「について」は、その者」を「及び前條第二項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者関連事業者を構成員とする同項の承認を受けた商工組合等のうち同法第二條第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げるものに該当するものを含む。」について、これらの者」に改める。

第五十七條第一項中「第二十條第二項」を「第二十條第四項」に改める。

2 前項の規定による改正前の沖繩振興開発特別措置法第十九條第二項において準用する改正前の中小企業近代化促進法第八條第一項又は第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、前項の規定による改正後の沖繩振興開発特別措置法第十九條第二項において準用する改正後の中小企業近代化促進法第八條第一項又は第四項の規定によつてしたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する沖繩振興開発特別措置法の罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小業者の危機打開緊急施策に関する請願(第六〇二号)
一、中小企業の危機打開に関する請願(第六〇四号)

第六三二二號	（第六三三三號）	第六三三四號
（第六三五五號）	（第六三六六號）	（第六三七七號）
（第六三八八號）	（第六三九九號）	（第六四〇〇號）
（第六四一四號）	（第六四二二號）	（第六四三三號）
（第六四四四號）	（第六四五五號）	（第六四六六號）
（第六四七七號）	（第六四八八號）	（第六四九九號）
（第六五〇〇號）	（第六五一十一號）	（第六五二二號）
（第六五三三號）	（第六五四四號）	（第六五五五號）
（第六五六六號）	（第六五七七號）	（第六五八八號）
（第六五九九號）	（第六六〇〇號）	（第六六一一號）
（第六六二二號）	（第六六三三號）	（第六六四四號）
（第六六五五號）	（第六六六六號）	（第六六七七號）
（第六六八八號）	（第六六九九號）	（第六七〇〇號）
（第六七一十一號）	（第六七二二號）	（第六七三三號）
（第六七四四號）	（第六七五五號）	（第六七六六號）
（第六七七七號）	（第六七八八號）	（第六七九九號）
（第六八〇〇號）	（第六八一十一號）	（第六八二二號）
（第六八三三號）	（第六八四四號）	（第六八五五號）
（第六八六六號）	（第六八七七號）	（第六八八八號）
（第六八九九號）	（第六九〇〇號）	（第六九一一號）
（第六九四四號）	（第六九五五號）	（第六九六六號）
（第六九七七號）	（第六九八八號）	（第六九九九號）
（第七〇〇〇號）	（第七〇一一號）	（第七〇二二號）
（第七〇三三號）	（第七〇四四號）	（第七〇五五號）
（第七〇六六號）	（第七〇七七號）	（第七〇八八號）
（第七〇九九號）	（第七一〇〇號）	（第七一一一號）
（第七一三三號）	（第七一四四號）	（第七一五五號）
（第七一六六號）	（第七一七七號）	（第七一八八號）
（第七二〇〇號）	（第七二一一號）	（第七二二二號）
（第七二五五號）	（第七二六六號）	（第七二七七號）
（第七三〇〇號）	（第七三一十一號）	（第七三二二號）
（第七三三三號）	（第七三四四號）	（第七三五五號）
（第七三七七號）	（第七三九九號）	（第七四〇〇號）
（第七四一四號）	（第七四二二號）	（第七四三三號）
（第七四四四號）	（第七四五五號）	（第七四六六號）
（第七四七七號）	（第七四八八號）	（第七四九九號）
（第七五〇〇號）	（第七五一十一號）	（第七五二二號）
（第七五三三號）	（第七五四四號）	（第七五五五號）
（第七五六六號）	（第七五七七號）	（第七五八八號）
（第七五九九號）	（第七六〇〇號）	（第七六一一號）
（第七六二二號）	（第七六三三號）	（第七六四四號）

第六〇二号 昭和五十年二月十四日受理
中小業者の危機打開緊急施策に関する請願

紹介議員 喜屋武眞榮君

第六〇四号 昭和五十年二月十四日受理
中小企業の危機打開に関する請願

小沢美恵子外二十一名

中小企業の危機打開のため、次の事項を速やかに

一 第七十四回国会において採択された「中小業者の営業と生活の安定に関する請願」外三件の請願事項を即時実施すること。すなわち、

1 生活費非課税を原則とし、中小業者の四大家族で年所得二百万円まで所得税・住民税・事業税の課税最低限を引き上げること。

2 税務調査に当たり、事前に納税者に通知するとともに調査は理由を開示すること。（第七十二通常国会衆議院採択）

3 政府系中小企業金融機関への資金量を大幅に引き上げるとともに「小規模経営改善資金」の貸付限度額を三百万円に引き上げ、特定団

体の推せん制度をやめること。また、不況指定業種への三公庫の貸出金利を三パーセントに引き下げること。長期・無利子・無保証人

つなぎ資金融資と二年間制度融資の償還猶予を実施すること。

4 不況による休業者にたいし失業保険の擬制

適用もしくは休業補償金を支給すること。機
維業者に対し休機補償を直ちに実施するこ
と。

5 国民健康保険の国庫負担金を五割以上に引き上げ、事務費は国が完全に支給し、老人失業者など収入のない世帯の療養費は全額国

6 一切の公共料金・大企業製品の値上げを止め物価を下げることを保障すること。

二 独占禁止法を強化・改正し、巨大企業の暴・経済かく乱行為・反社会的行為の監視・査・規制を行うこと。すなわち、

1 重要物質の買占め・売惜しみ・不当な
機行為 2 不当に高い価格で販売する行
3 百貨店・大スーパーの無制限な進出行

4 中小企業分野への進出行為 5 系列
配による不当な取引制限および不公正な取
方法 6 国内の中小企業と競合する業種

海外進出による逆輸入行為 7 不当な利
かくし行為、以上の点をきびしく規制する

三 大企業に対する特権的な租税特別措置を廃止し、法人税を累進制とし小法人の税率は大幅に引き下げること。

四 地方自治体に対する交付税を大幅にふやすとともに一切の超過負担をなくすこと。また、都にたいする不交付をとりやめること。

五 物価をつりあげ、中小業者を苦しめる付加価値税の新設をしないこと。

第六二九号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市則武本郷 高橋祐一外十九名

名 紹介議員 阿具根 登君
中小企業の経営と生活の危機を打開するため、

急に次の施策を講ぜられたい。

一、中小企業者を設置して、総合的な政策と行方を実施すること。

二、「官公需」についての中小企業者の受注の確に關する法律」の強化等を図り、官公需に對す中小企業のわくを大幅に拡大すること。また

中小零細企業が担当する生活関連公共事業においては抑制を緩和し、受注確保を図ること。

三、中小企業に適切な事業分野を明確にし、そ

分野への大企業の進出を規制するための立法
置をすること。

四、無担保・無保証融資を三百万円に引き上げ

政府系中小企業三機関からの貸付わくを増や一方、返済期限を二年間猶予すること。また不況に対処する融資を大幅に強化し、貸付担

五、個人事業税の撤廃、所得税課税最低限の二つくること。

八十万円への引上げ、中小法人二千万円以下所得に対する大幅な税率の引下げなど中小企業者に対する税負担の公平化と軽減、事業主報

制度の簡素化等の改善、事業専従者に対する
全給与制の実現、法人税の延納条件の緩和、

割引当金限度額の引上げ等を図り、中小企業者の実態に即した税制の改革を実施すること。

六、「下請代金支払遅延等防止法」を厳正に運用し、支払い条件の改善を図ること。

理由

金融のひつ迫、原材料コストの増大、在庫の急増、操業率の低下、売上げの不振に加え、大企業への支払い手形サイトの長期化、中小企業の事業分野への大企業の進出などによって、中小企業の経営状態は極めてゆゆしき事態を迎えている。

第六三〇号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市津島町五ノ七 松尾一郎外二十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三一〇号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長良西野前三ノ三 棚橋正男外二十名

紹介議員 齋々久保重光君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三二二号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市遠野町滝字馬場前一四有限会社大河内工業代表取締役 役 大河内康孝外二十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三三三三号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町大島二〇六正木自動車鍍金塗装工場内 正木昭一外二十名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三四四号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町鞍二ノ四宮本自動車工業株式会社代表取締役 宮本俊男外二十名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三五五号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市魚住町金ヶ崎宮辻工業所内 宮辻昭市外二十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三六六号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町上御堂一六ノ一 佐川電設工業有限公司代表取締役 役 佐川昭男外二十名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三七七号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神奈川県相模原市新磯野一、四二四まいあさストア一勝精肉店内 薬袋克美外二十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三八八号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区房王寺町三ノ二一有限会社神戸産業車輛内 藤永富秋外二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六三九九号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区四番町七ノ一ノ四株式会社サニーサイド代表取締役 平井真外二十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四〇〇号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県高砂市高砂町次郎助町三間塗器店內 三間幸男外二十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四一〇号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市兵庫区御崎本町三ノ一ノ二二昭和精機有限会社代表取締役 藤浪二郎外二十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四二二号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市兵庫区芦原通四ノ七につしん製本所内 緋田義彦外二十名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四三三三号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区細田町二ノ一ノ三〇丸和化成内 名代ふみ子外二十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四四四号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市垂水区川原二ノ二ノ三一立花助産院内 立花菊枝外二十名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四五五号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市東灘区魚崎南町三ノ二一ノ三株式会社あかつき内 吉岡勝彦外二十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四六六号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市垂水区塩屋町六六二 石坂正信外二十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四七七号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市兵庫区御崎本町四ノ二ノ五有限会社御崎産内 田頭薫外二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四八八号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市魚住町中尾三九五ノ二坂田鉄工所内 坂田守外二十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六四九九号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者

神戸市灘区森後町一ノ三ノ一八株
式会社第一臨検査所代表取締役
宇野昭弘外二十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五〇号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県西宮市津門綾羽町 土井た
か子外二十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五一号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市高司一ノ二ノ九
川 西梅三郎外二十名

紹介議員 志苔 裕君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五二号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 川崎市多摩区生田四、三三六ノ四
南風荘内 栗村フミ子外二十名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五三号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨天竜寺 溝口喜
代治外二十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五四号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市右京区花園寺前町五〇 青
倉人士外二十名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五五号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市左京区新柳馬場通仁王門下
ル 福原文夫外二十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五六号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都葛飾区東金町五ノ三ノ三
河野敏三外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五七号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 埼玉県川口市末広一ノ九ノ八 青
木美智子外二十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五八号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県茂原市早野四五一 宮崎孝
外二十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六五九号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 大分県日田市上城内町一〇ノ一六
高倉勝善外二十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六〇号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市下坂部屋敷三七七
岡部清外二十名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六一号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市潮江東大寺二ノ三
高橋義夫外二十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六二号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加土山町五二ノ
三八六 矢野栄吉外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六三号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市本荘三、六二九ノ三 山村
久太郎外二十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六四号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市水堂町四ノ一ノ三二
小東兼外二十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六五号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南竹谷町三ノ一一
山本治外二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六六号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県各務原市中屋町一五四ノ一
小島正六郎外二十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六七号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市戸ノ内町三ノ四ノ二
六 三好英一外二十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六八号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市如月町一ノ二〇 鈴木政
右エ門外二十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六六九号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市大洞桜台一ノ一ノ一、一三
四 花島充子外二十名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七〇号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡大野町牛洞二五八
岩崎憲幸外二十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七一号 昭和五十年二月十七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

紹介議員 田博有外二十名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七二号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉市青田町二ノ二四 小沢玄一
外二十名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七三号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条一、二二三ノ五
鈴木英男外二十名
紹介議員 泰 豊君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七四号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市西長田七二 鈴木以
久枝外二十名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七五号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条二、四四四 鈴
木幸子外二十名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七六号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条五八五ノ二 橋
本美佐子外二十名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七七号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 川崎市中原区新丸子東三ノ九四一
ノ一 佐藤隆之介外二十名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七八号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市北方三ノ八ノ一七
齊藤礼子外二十名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六七九号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市菅野四ノ一ノ一四
盛岡敏秀外二十名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八〇号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市安成里五二六ノ五二 庄村
美緒外二十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八一号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市市川南二ノ七ノ二
湯浅秀俊外二十名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八二号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 東京都江東区東陽五ノ二四ノ一四
村山清一外二十名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八三号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市三輪一ノ二一ノ一五 立岡
万坪外二十名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八四号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市日野二、七四五ノ一 安田
賢爾外二十名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八五号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市永楽町一ノ五ノ二 太田嘉
俊外二十名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八六号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市泉町四四 小沢清外二十名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八七号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市清住町二ノ七 浅野又一郎
外二十名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八八号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市加納徳川町七 加藤静夫外
二十名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八九号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市各務原市蘇原瑞雲町二ノ五
安田隆好外二十名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七〇号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県山県郡高富町高富一、五六
二ノ一 藤田隆司外十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一四号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長良菊水町一 毛利宗夫外
二十名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一五号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県山県郡美山町青波 西森勇
外二十名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

請願者 岐阜市岩利四三ノ一 豊吉勉外二
十名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六八九号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市加納徳川町七 加藤静夫外
二十名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第六九〇号 昭和五十年二月十七日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県各務原市蘇原瑞雲町二ノ五
安田隆好外二十名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一三号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県山県郡高富町高富一、五六
二ノ一 藤田隆司外十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一四号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長良菊水町一 毛利宗夫外
二十名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一五号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県山県郡美山町青波 西森勇
外二十名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一六号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市早田本町二 堀江明弘外二十名

紹介議員 苗ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一七号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市上之島町出側二八〇 高橋廣郎外二十名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一八号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市植田町西荒田五二ノ二 有限会社羽田工業所代表取締役 羽田清則外二十名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七一九号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町竹の花四二ノ二 有限会社植田建材店代表取締役 児玉熊男外二十名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二〇号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市真合区琴緒町四ノ五 有限会社大久保製作所代表取締役 大久保薫外二十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二二号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市植田町根小屋二四ノ一 一いわき中小企業労働者協会内 小堀忠夫外二十名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二三号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県加古川市野口町坂元六七ノ一 上月自動車株式会社代表取締役 上月章司外二十名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二四号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県加古川市野口町坂元六二〇ノ一 株式会社共伸測量設計代表取締役 青木貴外二十名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二五号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県加古川市稲美町中村 大西正一外二十名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二六号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市高司五ノ一ノ四四 原清二外二十名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二七号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市兵庫区切戸町一四九株式会社 社岡本商店内 岡本薫外二十名

紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二八号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市生田区楠南一ノ一ノ一二 株式会社浜田自動車商会代表取締役 浜田次郎

紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七二九号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市垂水区多聞台町二丁目九中 理容室内 丸中将三郎外二十名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三〇号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市生田区北長狭通五丁目高架 一三八有限会社吉見堂眼鏡店代表取締役 瀬野晃成外二十名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三二号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市垂水区塩屋町六六一 石坂ミサ外二十名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三三二号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区西尻池町一ノ一一 森化成工業所内 森利春外二十名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三三三号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市魚住町中尾三九五ノ二 坂田鉄工所内 坂田みさえ外二十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三四号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市結善町五ノ二三 池田繁夫外二十名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三五号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市川西町七ノ二九 古谷清市外二十名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三六号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市段上町二ノ一八ノ五 加藤千也外二十名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三七号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都東久留米市新川町二ノ八ノ

一四 細田政夫外二十名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三八号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山井伊掃部西町二

三ノ二 阪口慶子外二十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七三九号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市右京区花園寺前町五〇青倉

方 澤田訓明外二十名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四〇号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市右京区極原下町二ノ五 青

倉 誠人外二十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四一号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県松戸市二ツ木五五一 加藤

安信外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四二号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都豊島区東池袋二ノ九ノ一五

高橋勝志外二十名

紹介議員 田中秀美子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四三号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 大分県日田市桃山町市宮 渡辺吉

美外二十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四四号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町八ノ四三

松島信一外二十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四五号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西字島帽子方一五一

三好真一外二十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四六号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市久々知西町二ノ一三

〇 林耕三外二十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四七号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市福住町一ノ二一五 高橋秀

雄外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四八号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市雲雀ヶ丘四四ノ一 桐山久

夫外二十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七四九号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市加納栄町通五ノ二〇 塩谷

孝之外二十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五〇号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市大庄中通二ノ一三

尾崎和生外二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五一号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市祈年町二ノ二〇 堀江照夫

外二十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五二号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市尾浜町一ノ一四ノ二

〇 城邦三外二十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五三号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市長森蔵前御館 伏見昇外二

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五四号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県各務原市郡加桐野町六二二

村瀬喜代美外二十名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五五号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡穂積町本田 野中新

吉外二十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五六号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市長田区二番町四ノ一三 岡

田信明外二十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五七号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市天台一ノ一六ノ一三 秋元

みゆき外二十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五八号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市都町三七 伊藤米子外二十

名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七五九号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条二、四四四 鈴

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六〇号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市船形一、二七八 戸

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六一号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市笠名一、三七二 西

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六二号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県山県郡高富町梅原八四ノ

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六三号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県佐倉市弥勒町九三ノ二九

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六四号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市曾谷二ノ三五ノ一五

田中幸雄外二十名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六五号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市吉田二ノ一ノ二〇 三木方

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六六号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市市川南二ノ七ノ二

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六七号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県山武郡九十九里町片貝五、

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六八号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市青木島町青木島乙七七ノ

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七六九号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市真砂町五丁目 長屋武外二

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七〇号 昭和五十年二月十九日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市笹土居町五 玉木正義外二

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七一号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長住町七ノ三 後藤喜久太

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七二号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市伊吹町一ノ九 小島松逸外

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七三号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県山県郡高富町本町二 深尾

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七四号 昭和五十年二月十九日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長森幸島一三七ノ三 松原

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七五号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市加納新明町二 日比野一夫

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七八号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長良堀田 加藤一男外二十

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七八号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市栗野一、一九八 小森研三

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七七八号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市上川手五〇九 杉山繁外二

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七八九号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市勿来町大高松八

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九〇号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市山田町笠樺一七合

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九一号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市勿来町四沢作田一
阿部縫製工業内 阿部早苗外二十
名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九二号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県加古郡播磨町大中一一五ノ
一六西商会内 大西隆外二十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九三号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市勿来町酒井井原
五〇いわき工業株式会社代表取締役
役 荒川正章外二十名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九四号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県加古川市加古川町大野九五
四高橋工業株式会社代表取締役
高橋進外二十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九五号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県高砂市高砂町浜田町二ノ四
ノ一高砂駅前ビル内昭和機工株式
会社代表取締役 中川清外二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九六号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市東灘区深江北町四ノ三〇七
株式会社ハミルトンエクスプレス
代表取締役 山北孝巳外二十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九七号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県高砂市荒井町荒井一、三八
九ノ五株式会社池内商店代表取締
役 池内忠夫外二十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九八号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市潮江前田一ノ一 福
本正文外二十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第七九九号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市垂水区城が山三ノ五ノ五
丸中保外二十名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇〇号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区細田町二ノ一ノ三〇
丸和化成内 中塚文男外二十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇一号 昭和五十年二月二十日受理

請願者 神戸市長田区房主寺町三ノ二一有
限会社神戸産業車輛内 起塚孝外
二十名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇二号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市生田区北長狭通五高築一三
八有限会社吉見堂眼鏡店內 梅山
節子外二十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇三号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市須磨区小寺町一ノ一東商店
内 東良樹外二十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇四号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市大久保町江井ヶ島江
井前六一ノ五内平工業所内 内平
俊人外二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇五号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市魚住町清水沖代一、
六八四有限会社朝日製缶工業所内
川上隆代外二十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇六号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田西町三ノ二七
山口鮎外二十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇七号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲子園洲島町二ノ二
土谷薫外二十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇八号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市西野字西川原一四ノ
四 大平賢治外二十名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八〇九号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 京都市伏見区竹田七瀬川町 井上
理子外二十名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一〇号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 京都市右京区常盤仲之町三 江森
千代野外二十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一一号 昭和五十年二月二十日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 京都市中京区壬生檜町二一 溝口
武彦外二十名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一二号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 京都市伏見区深草フケノ内町三ノ二 岡本都外二十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一三三号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 東京都板橋区高島平九ノ一ノ五ノ八二九 篠崎利恵外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一四四号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡浦安町当代島五三〇ノ二浦安駅前住宅三二〇 今井聰外二十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一五五号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県長洲二ノ九ノ二株式会社さくら印刷千葉支店内 山浦みつ子外二十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一六六号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市栗山字屋敷田一六三ノ一二 清水春博外二十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一七七号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市道意町六ノ二八 田中関次外二十名

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一八八号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市白山町二ノ三二ノ二 大久保高治外二十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八一九九号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市西の庄一ノ五〇 今村城司外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二〇〇号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市浜宇東畑二ノ六二西本信昭外三十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二二二号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市東本町三ノ七三三 竹内政一外二十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二二二号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市南竹谷町三ノ一一 豊見山英一外二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二三三号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県大垣市林町七丁目 大森貞子外二十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二四四号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市加納奥平町一 高井武外二十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二五五号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 愛知県一宮市大字更屋敷 後藤等外二十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二六六号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 横浜市鶴見区獅子ヶ谷町二六五 白井忠征外二十名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二七七号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区二番町四ノ一三岡田自動車内 萩原一也外二十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八二八八号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉市穴川町四ノ一三ノ二九 神田善三外二十名

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

紹介議員 野々山一三君

第八二九九号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉市道場南一ノ一五ノ三〇 杉浦敏子外二十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三〇〇号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条一、二二三ノ五 鈴木孝子外二十名

紹介議員 奏 豊君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三二二号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市大神宮六七 川島美代子外二十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三三三号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条一、五三一 加瀬末男外二十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三三三号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条一、二二三ノ六 鈴木久子外二十名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三四号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市早田大通二ノ五 井上稔雄
外二十名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三五号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉市小仲台町二九六ノ三 高橋
美恵子外二十名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三六号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県船橋市湊町三ノ二ノ二〇
関喜和外二十名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三七号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市三輪九六二ノ八四 角田全
康外二十名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三八号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市市川三ノ三二ノ一七
木村直久外二十名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八三九号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市北堀一ノ六 中村博子外二

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八四〇号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市箱清水二、一三六 宮沢俊
彦外二十名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八四一号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長森琴塚 小酒井一義外二
十名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八四二号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市山北野四九五ノ四 杉山
正勝外二十名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八四三号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長森野一色一、三三三ノ二
川島直治外二十名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八四四号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市吹上町二ノ一二 前田正治
外二十名

第八四五号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長森東中島 各務和外二十
名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第八四六号 昭和五十年二月二十日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市雪見町一ノ二九 永田桂鉢
外二十名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

三月六日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第二条に次の三項を加える。
この法律において巨大企業とは、資本の額が百億円を超え、又は総資産(最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。)が一千万円(銀行業、相互銀行業又は信託業を営む会社にあつては、一兆円)を超える国内の会社をいう。

この法律において独占企業集団構成企業とは、役員関係、株式の所有関係、取引関係その他の関係により相互に継続的かつ緊密に結合している企業の集団において融資その他の関係において中核的地位を占めると認められる金融業(銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。)を営む会社であつて公正取引委員会が指定するもの(以下「中核金融機関」という。及び資本の額が十億円を超える会社であつて次の各号の一に該当するものをいう。

一 最近の連続する毎三事業年度(六月をもつて一事業年度とする会社にあつては毎六事業年度。以下次号において同じ。)において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額の百分の二十を超えているもの

二 最近の連続する毎三事業年度において、当該中核金融機関からの借入金の総額が当該会社の借入金の総額のうち最も多額であり、かつ、当該会社の発行済株式の総数の百分の二十を超える株式が当該中核金融機関又は前号に該当する会社によつて所有されているもの

この法律において外資系多国籍企業とは、外国の会社であつて、自国以外の三以上の国において支店、子会社(当該会社によりその発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を所有されている会社をいう。以下同じ。)又は関連会社(当該会社により、その発行済株式の総数の百分の十を超える株式を所有され、かつ、その事業活動の主要部分について継続的かつ緊密な関係を維持することにより支配されている会社をいう。

「第一条中「且つ」を「かつ」に、「高め、以つて」を「高めるとともに、巨大企業等による反社会的経済かく乱行為を禁止し、もつて」に改める。

「第五章 不公平な取引方法」を「第五章 不公平な取引方法」に改める。

「第二章 独占的地位の排除」に、

「第二章 独占的地位の排除」に、

「第二章 独占的地位の排除」に、

う。以下同じ。を有し、かつ、当該支店、子会社又は関連会社との間に次の各号の一に掲げる関係があるもの（以下この項において「多国籍企業」という。）のうち我が国に支店を設置しているもの及び当該多国籍企業の我が国における子会社又は関連会社であつて資本の額が一億円を超えるものをいう。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより算定した支店、子会社又は関連会社の売上高の合計額が当該外国の会社の売上高の三分の一以上であること。

二 公正取引委員会規則で定めるところにより算定した子会社又は関連会社の総資産の合計額が当該外国の会社の総資産の三分の一以上であること。

第七条中「当該行為の差止」を「当該行為の差止め、会社の分割に改め、必要な措置」の下に「若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」を加え、同条に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができ。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 公正取引委員会は、第三条又は第六条第一項の規定に違反する行為により商品又は役務（以下「商品等」という。）の対価の引上げが行われた場合においては、事業者に対し、前条の措置に併せて、六月以内の期間を定めて、当該対価を当該違反行為が行われる直前の対価（事業者の責に帰することができない事由により当該商品等の原価が著しく上昇している場合においては、公正取引委員会が適正と認める額）に引き下げるべきことを命ずることができ。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 独占的状態の排除

第七条の三 公正取引委員会は、一定の事業分野において独占的状态があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従

い、事業者に対し、会社の分割、営業の一部の譲渡その他独占的状态を排除するために必要な措置を命ずることができ。

前項の独占的状态とは、次の各号に該当する場合をいう。

一 又は二の事業者の供給する商品等の市場占有率が著しく高いこと。

二 競争が実質的に抑圧されていること。

三 他の事業者が新たに事業を起すことが著しく困難であること。

公正取引委員会は、第一項の措置を命ずるに当たつては、当該事業者につき、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

一 資本金、積立金その他資産の状況

二 収入、支出その他経営の状況

三 工場、事業場等の配置

四 事業設備の状況

五 特許権の有無及び内容その他技術上の特質

六 生産、販売等の能力及び状況

七 資金、原材料等の取得の能力

第八条の二 第一項中「差止」を「差止め」に改め、「必要な措置」の下に「若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」を加え、同項に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができ。

第八条の二に次の一項を加える。

第七条の二の規定は、前二項に掲げる措置を命ずる場合について準用する。

第十条第二項中「銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。」及び「最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。」を削り、「こゝろを「超える」に改め、同条の次に次の二条を加える。

所有してはならない。

第十条の三 金融業以外の事業を営む巨大企業は、国内において競争関係にある他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。

第十一条第一項中「百分の十をこえて」を「百分の五をこえて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に、「引受」を「引受け」に改め、同条第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五をこえて」に、「一年をこえて」を「一年を超えて」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 巨大企業、独占企業集団構成企業又は外資系多国籍企業の役員は、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 巨大企業が他の会社と合併する場合。ただし、一の巨大企業が資本の額が一千万円に満たない他の会社と合併する場合を除く。

第十七条の二 第一項中「第十条」を「第十条から第十四条の三まで」に改め、同条第二項中「第十三条、第十四条」を「第十二条から第十四条まで」に改める。

第二十條中「差止」を「差止めその他当該行為を排除するために必要な措置又は当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」に改め、同条に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができ。

第二十條に次の一項を加える。

第七条の二の規定は、前項に掲げる措置を命ずる場合について準用する。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 巨大企業、独占企業集団構成企業及び外資系多国籍企業

第一節 反社会的経済かく乱行為の規制

第二十条の二 巨大企業、独占企業集団構成企業及び外資系多国籍企業（以下「巨大企業等」という。）は、反社会的経済かく乱行為をしてはならない。

前項の反社会的経済かく乱行為とは、不当に高い価格による商品等の販売、商品、株式又は土地に関する不当な投機的取引、農業又は中小企業の事業分野への不当な進出その他正常な国民経済の秩序をかく乱し、国民生活の安定を著しく害する行為であつて政令で定めるものをいう。

第二十条の三 前条第一項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該巨大企業等に対し、当該行為の差止め、価格の引下げその他同項の規定に違反する行為を排除するために必要な措置又は当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置を命ずることができ。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができ。

公正取引委員会は、前項の命令をするに当たつては、当該行為の規制につき権限を有する行政庁があるときは、あらかじめ、当該行政庁に協議しなければならない。

第二十条の四 公正取引委員会は、前条第一項に規定する措置を命じたときは、速やかにその要旨を公表しなければならない。

第二節 事業内容の報告及び公開

第二十条の五 巨大企業等は、次の各号に掲げる事項につき、公正取引委員会規則で定めるところにより、毎事業年度ごと（第二号に掲げる事項については、毎四半期ごと）に、公正取引委員会に報告書を提出しなければならない。第一号に掲げる事項については主要な商品等の価格を變更した場合、第五号に掲げる事項については当

該協定又は契約を変更した場合も、同様とする。

一 主要な商品等の個別の原価、主要な事業部門ごとの全商品等の総原価及び会社の全商品等の総原価並びにこれらの明細(事業部門相互間、子会社若しくは関連会社相互間又は当該会社と子会社若しくは関連会社との間における原材料又は製品(中間製品を含む)についての引渡しの原価及び受入側の価格を明示した振替価格を含む)及び計算方法(連産品の等価係数の定め方又は共通費の配賦基準を含む)。

二 資産の運用についての当該会社及び各事業部門別の四半期ごとの計画及び実績。

三 株式の所有、資金の貸付け及び借入れ、技術提携、役員の兼任等に係る他の会社との関係。

四 主要な取引先及び当該取引先との取引の内容。

五 前二号に掲げる事項に係る主要な協定又は契約(第六条第二項の規定により届出をすべき国際的協定又は国際的契約を除く)の概要。

六 当該会社が証券取引所に株式を上場していない会社であるときは、その営業及び経理の状況。

第二十条の六 公正取引委員会は、前条の規定による報告書の提出があつたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該報告書のうち同条第一号に掲げる事項に関する部分を公正取引委員会が指定する場所に備え置き、当該報告書を受理した日から一年間、一般の閲覧に供しなければならない。

第五章の三 課徴金

第二十条の七 公正取引委員会は、第三条、第六条第一項、第八条第一項又は第十九条の規定に違反する行為により商品等の対価が引き上げられた場合には、第八章第二節に規定する手続に従い、当該対価の引上げをした事業者に対し、課徴金を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

前項の課徴金の額は、当該引上額に当該違反行為が行われた期間における当該商品等の販売数量を乗じて得た額を限度とする。

第二十条の八 公正取引委員会は、第二十条の二第一項の規定に違反する行為により利得があるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該巨大企業等に対し、課徴金を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

前項の課徴金の額は、当該違反行為により利得した額を限度とする。

第二十条の九 公正取引委員会は、前二条の規定による課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第二項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻については、国税の例による。

第二十四条の二第四項を次のように改める。

この法律の規定は、著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその相手方たる格(その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の物を販売する物を買受けて販売する事業者がその物を販売する価格をいう。)を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその物を販売する事業者がその著作物を発行する事業者の意に反して当該行為をする場合は、この限りでない。

第二十四条の二第五項各号列記以外の部分中「第一項又は」を削り、「左」を「次に」に、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項」を「者が使用するために同項に改め、同条第一項から第三項まで及び第六項を削る。

第二十四条の三第一項各号列記以外の部分中「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に、「困難となるに至るおそれがあること」を「困難であること」に改める。

第二十五条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「事業者」の下に「又は反社会的経済かく乱行為をした巨大企業等」を加え、同条第二項中「事業者」を「前項に規定する事業者又は巨大企業等」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十五条の二「中」の外、左の三部を「のほか、次の四部に」を「審査部」を「企業部審査部に改める。

第三十五条の四各号列記以外の部分中「左」を「次に」に改め、同条第一号中「事業活動の下に」を「企業部の所掌に係るものを除く」に改める。

第三十五条の四の二各号列記以外の部分中「左」を「次に」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十五条の四の三 企業部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 中核金融機関の指定に関すること。

二 巨大企業等の反社会的経済かく乱行為その他の事業活動の調査に関すること。

第四十八条第一項中「第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條を」を「第十條から第十四條まで」に、「又は第十九條を」を「第十九條又は第二十條の二」に、「当該違反行為をしていないもの」を「当該違反行為をしていないもの(当該違反行為をしたものを除く。以下第五十條第二項において同じ。)」に改め、「対し」の下に、「一定の事業分野において独占的地位(第七條の三第二項に規定する

独占的地位をいう。以下同じ。)があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認める場合には当該事業者に対し」を加え、「とるべきこと」を「採るべきこと」に改める。

第五十條第二項中「(以下)を」又は当該事業者(以下これを)に改める。

第五十二條第一項中「第七條の下に」を「第七條の二、第七條の三を加え、又は第二十條を」に、「第二十條、第二十條の三第一項、第二十條の七又は第二十條の八」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十三條の三「中」を「を以て」を「文書をもつて」に、「且つ、当該違反行為を排除する」を「かつ、当該違反行為若しくは独占的地位を排除するため、又は当該違反行為が再び行われることを防止する」に改める。

第五十四條第一項中「第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條を」を「第十條から第十四條まで」に、「又は第十九條を」を「第十九條又は第二十條の二」に、「又は第十九條を」を「第十九條又は第二十條の二」に改め、同条第九條又は第二十條の二第一項に改め、「認める場合」の下に「又は一定の事業分野において独占的地位があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認める場合」を、「第七條の下に」を「第七條の二」を加え、「又は第二十條を」を「第二十條、第二十條の三第一項、第二十條の七又は第二十條の八」に改め、「措置」の下に「又は第七條の三第一項に規定する措置」を加える。

第六十五條第一項中「第十一條第一項若しくは第二項を」を「第十條の三、第十一條第一項若しくは第二項、第十二條に」を「審査を以て」を「審査をもつて」に改める。

第六十七條第一項中「申立」を「申立て」に、「第十一條第一項を」を「第十條の二、第十條の三、第十一條第一項、第十二條に」に、「又は第十九條を」を「第十九條又は第二十條の二第一項に」を「疑」を「疑い」に改め、「停止すべきこと」の下に「若しくは対価を一時引き下げるべきこと」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六十七條の二 一定の取引分野において、三月

間、同時に又は順次に、同一の又は近似的額又は比率で商品等の対価が引き上げられた場合において緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、当該対価の一時引下げを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができ、

第六十二条第二項の規定は、前項の規定による裁判について準用する。

第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項」を「第六十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項」に改める。

第七十二条中「第七項」の下に「及び第九項並びに第二十條の六」を加える。

第八十五条第三号を削る。

第八十六条中「同条第二項」の下に「第六十七條の二第一項」を加える。

第八十九条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改め、同項に次の二号を加える。

三 第八條第一項第五号の規定に違反して事業者者に不正な取引方法に該當する行為をさせたもの。

四 第十九條の規定に違反して不正な取引方法を用いた者。

第九十条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「不当な取引制限」の下に「又は不正な取引方法」を加える。

第九十一条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「前段」の下に「第十條の二又は第十條の三」を加え、同条第四号中「第十三條第一項」を「第十二條又は第十三條第一項」に改める。

第九十一条の二各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 第二十條の五の規定に違反して報告書を出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第九十三条中「五十万円」を「五十万円」に改める。

第九十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

第九十四条の二各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五十万円」に改める。

第九十五条の三第一項中「第八十九条第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条を第九十五条の四とする。

第九十五条の二第一項中「第八十九条第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号若しくは第四号又は第九十条第一号の違反行為があつた場合において、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人又は当該法人でない団体である事業者の役員に対して、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

第九十七条中「五十万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第六十七條の二第一項」に、「三十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

(公正取引委員会の機構の拡充等)

第二条 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の機構の拡充及び職員の定員の増加を図るよう必要な措置を講じなければならぬ。

と(いう)。(第二十條の二第一項に規定する巨大企業等に該当する者をいう。)の役員は、この法律の施行の日から九十日以内に、いずれか一の地位を除いて他の地位を辞さなければならぬ。ただし、当該期間内に公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反して役員の地位を兼ねた者は、これを一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

(株式所有の制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に金融業(新法第二條第九項に規定する金融業に該当するものをいう。以下同じ。)以外の事業を営む巨大企業(新法第二條第八項に規定する巨大企業に該当する者をいう。以下同じ。)又は金融業を営む会社が新法第十條の二若しくは第十條の三又は第十一條第一項の規定に違反して所有する株式の処置に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の政令においては、株式の処分に関し、処分を要する株式の数、証券市場の動向その他の事情に応じ、五年を超えない範囲内において株式を処分すべき期間を定めることができる。

3 第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又は情状によりこれを併科することができる旨の規定及び金融業を営む会社又は金融業以外の事業を含む巨大企業の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その金融業を営む会社又は金融業以外の事業を営む巨大企業の業務に關し当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その金融業を営む会社又は金融業以外の事業を営む巨大企業に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

(合併等の制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に巨大企業がこの法律による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第十五

条第二項(旧法第十六條において準用する場合を含む。)の規定により届出をしている場合において、この法律の施行の際当該届出の受理の日から三十日を経過していないときは、当該合併又は営業の譲受け等については、新法第十五條第三項中「届出受理の日から三十日」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第

号)の施行の日から三十日」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第

号)の施行の日から三十日」とそれぞれ読み替えて、同条(新法第十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(不況に対処するための共同行為に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際旧法第二十四條の三第二項又は第三項の規定により認可を受けて共同行為を行つてゐる事業者又は事業者団体は、この法律の施行の日から六十日間(当該期間内に当該共同行為の実施期間が満了するものについては、当該実施期間の満了の日までは、新法第二十四條の三第二項又は第三項の規定による認可を受けなくても、当該共同行為を行うことができる。

(課徴金に関する経過措置)

第七条 新法第二十條の七の規定は、この法律の施行前に行われた旧法第三條、第六條第一項、第八條第一項又は第九條の規定に違反する行為については、適用しない。

(刑事事件の管轄に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

請願者 東京都北区上十条五ノ二五ノ一六

小島君子外十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四二号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都北区上十条五ノ二五ノ一六

小島昭外十名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四三三号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市登戸五ノ一三ノ一八 宮本

三武郎外十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四四号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都文京区小石川四ノ一〇ノ三

中村賢造外十名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四五号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市生実一、八二〇 宮本至孝

外十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四六号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市小倉町一、六三九 戸井俊

明外十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四七号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市小倉町一、六三九 戸井孟

外十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四八号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市小倉町一、六三九 戸井由

紀子外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九四九号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都世田谷区北鳥山二ノ九ノ五

ノ五〇九 内山ヒデ外十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五〇号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都千代田区神田鍛冶町二ノ一

二ノ八 中山正男外十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五一号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡御井沢五五八ノ七

片岡勤外十名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五二号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬五ノ八ノ三

八巻洋外十名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五三三号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都千代田区内神田一ノ一七ノ

八 松沢成子外十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五四号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都北区田端新町二ノ一九ノ一

〇 奥洋文外十名

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五五号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市真砂四ノ四 池田広明外十

名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五六号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都江戸川区下今井町二七三

吉橋志づ外十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五七号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都江東区大島六ノ一四ノ一一

ノ一五 松原孝子外十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五八号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都江東区大島六ノ一四ノ一一

ノ一五 松原康男外十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九五九号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県船橋市夏目四ノ一九ノ七

秋田京子外十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六〇号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県船橋市山手三ノ八ノ二三

佐藤寛子外十名

紹介議員 対馬孝且君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六一号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市幕張町五ノ二六ノ五 樋

口具子外十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六二号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市小倉台三ノ一八ノ九 鈴木

やす外十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六三三号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田四ノ三二ノ

一三 村田和子外十名

紹介議員 寺田 勉雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六四号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県松戸市千駄堀一、四五三

並木健次外十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六五号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県松戸市千駄堀一、四五三

並木広吉外十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六六号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都葛飾区西亀有四ノ二四ノ八

中野晃作外十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六七号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県松戸市千駄堀一、四五三

並木舞美子外十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六八号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県松戸市千駄堀一、四五三

並木貴外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九六九号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県松戸市千駄堀一、四五三

並木貴外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ一

紹介議員 〇 多田邦夫外十名

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七〇号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 川崎市高津区久本三六五 池谷久

子外十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七一号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都千代田区内神田一ノ三ノ五

池谷やえ外十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七二号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都中野区東中野四ノ一一ノ一

三 池谷登志子外十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七三号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草二ノ一九 山

田数子外十名

紹介議員 泰 豊君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七四号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 川崎市多摩区高石一、〇九〇 山

田正明外十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七五号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都保谷市富士町四ノ七ノ一八

山崎祥代外十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七六号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都千代田区内神田二ノ三ノ一

〇 小島操外十名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七七号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒五ノ六ノ三

〇 松永 忠二君

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七八号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都中野区東中野四ノ一〇ノ一

〇 杉野ふみ外十名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九七九号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都北区東十条五ノ一ノ四 柏

崎勢二外十名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八〇号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都小金井東町一ノ二二ノ一〇

紹介議員 岡山竹二外十名

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八一号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都中野区東中野四ノ一〇ノ一

〇 杉野常吉外十名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八二号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都北区東十条五ノ一ノ四 柏

崎花子外十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八三号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都北区東十条五ノ一ノ四 柏

崎光子外十名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八四号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都小金井市東町一ノ二二ノ一

〇 岡山敏子外十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八五号 昭和五十年二月二十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 川崎市多摩区下麻生麻生台団地三

ノ五〇二 佐藤陽一外十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八六号 昭和五十年二月二十一日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 埼玉県志木市幸町四ノ一七ノ二
小山広子外十名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八七号 昭和五十年二月二十一日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 埼玉県志木市幸町四ノ一七ノ二
小山治平外十名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八八号 昭和五十年二月二十一日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 埼玉県新座市大字大和田一、三三
六ノ三新座団地二ノ七五〇二
富塚啓二外十名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第九八九号 昭和五十年二月二十一日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県船橋市東船橋六ノ九ノ一
田中保雄外十名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長森細九一九 溝口守一
外二十名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一三号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長良中川原 岡田定一外二
十名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一四号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市鷺山四八ノ四 藤田衛一外
二十名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一五号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長良友瀬五七 後藤昭市外
二十名

紹介議員 苗ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一六号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市勿来町四沢作田三
六有限会社高野無線代表取締役
高野定雄外二十名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一七号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町上中田二一〇
有限会社平田製作所代表取締役
平田清次外二十名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一八号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 福島県いわき市勿来町岡田寺下二
四有限会社鈴木塗装工場代表取締役
鈴木栄三外二十名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇一九号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市東灘区東雲通三ノ二ノ八神
尾ビル内有限会社神尾組内 神尾
寅吉外二十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二〇号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市立石一ノ一ノ三一旭
建設内 池上旭外二十名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県加古郡播磨町大中四ノ一
浅原織維工業株式会社代表取締役
浅原良隆外二十名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県高砂市高砂町浜田町二ノ一
七ノ一四明姫自販株式会社代表取
締役 北口敏明外二十名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二三号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市東灘区割塚通六ノ一ノ二有
限会社三久屋代表取締役 西園繁
外二十名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二四号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 東京都大田区南馬込三ノ二ノ二
三 清水静枝外二十名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二五号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市上甲子園二ノ一〇ノ
三二 斎藤三郎外二十名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二六号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市東灘区魚崎南町三ノ一一新
起工業運輸有限会社代表取締役
上村栄光外二十名

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二七号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市大久保町山崎五二八
沙谷昌一外二十名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二八号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県明石市大明町二ノ二ノ
二インテール工業所内 神沢保外二
十名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇二九号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市葺合区葺合町字口城山一ノ
二山洋港運株式会社代表取締役
藤井ミチ子外二十名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三〇号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市灘区畑原通二ノ一ノ一三
柴田さち子外二十名

紹介議員 小谷 守君
この請願は、第六二九号と同じである。

第一〇三一号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区東尻池町二ノ一三岡
村鉄工所内 岡村久雄外二十名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市今津上野町二ノ一一
前中敏男外二十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市川面五ノ一〇ノ三八
橋本弘栄外二十名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三四号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲東園二ノ七ノ一九
今井為吉外二十名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三五号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県西宮市西波止町二ノ一九
藤野貞雄外二十名

紹介議員 志呂 裕君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三六号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県流山市野々下九七三ノ二
児玉富蔵外二十名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三七号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 京都市中京区壬生西櫓町 柚木英
子外二十名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三八号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市小浜五ノ四ノ七 泉
修身外二十名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇三九号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 京都市東山区山科勤修寺堂田一三
ノ一 四方忠夫外二十名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四〇号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 東京都足立区千住柳町一三ノ五
大門富子外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四一号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県茂原市本納一、五八五 渡
辺靖外二十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 熊本市保田窪本町二七七ノ四 古
閑久男外二十名

紹介議員 竹田 現昭君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四三号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市大庄中通三ノ四九
比嘉定喜外二十名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四四号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市久々知西町二ノ一三
ノ一五 辰巳徳市外二十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四五号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市鶯千種南二 堀江時雄外二
十名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四六号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市鏡島前川二、〇八七ノ二四
所あき夫外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四七号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市問屋町三丁目 熊田義久外
二十名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四八号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市池ノ上四丁目 若山与一
外二十名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇四九号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市伊丹字岩屋三の坪二
八六 広田利一外二十名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五〇号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 熊本市水前寺公園二ノ五 小川久
満外二十名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五一号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市松鴻町三 堀江重司外二十名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市上川手四九一ノ一 彦坂利幸外二十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五三号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県各務原市那加桐野町六二二 村瀬千恵子外二十名

紹介議員 野口忠夫君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五四号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区房王寺町三ノ二十有 限会社神戸産業車輦内 平出水真理子外二十名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五五号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉市天台一ノ十六ノ一三 秋元勇外二十名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五六号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉市桜木町二四ノ八 小川正

已外二十名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五七号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市下真倉五三〇ノ一八 松村万理子外二十名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五八号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条一五九六 黒川登外二十名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇五九号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市沼七七六 鈴木綾子外二十名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六〇号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市市川南二ノ七ノ二 湯浅竹子子外二十名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六一号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県山県郡高富町西深瀬 尾関正二外二十名

紹介議員 松本 忠二君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県船橋市高根町三、一八五 波多野三百子外二十名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六三号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県松戸市下矢切一九五ノ三 松本たか外二十名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六四号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市北長池二四九ノ一〇 根岸正男外二十名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六五号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県船橋市金杉町一、四五四ノ九一 大畑勝高外二十名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六六号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 東京都江戸川区北小岩四ノ二五ノ八 グリーンハイツ一〇一 小林光夫外二十名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六七号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野県須坂市小山町一、〇五三ノ

一八 菅原宗男外二十名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六八号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市洞九八七ノ二 高井孫一外二十名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇六九号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県茂原市東茂原一 石丸晃外二十名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇七〇号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市茨木町一八 後藤源一外二十名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇七一号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長良白妙町一ノ三 林敬一外二十名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇七二号 昭和五十年二月二十二日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市上土居七九〇ノ一〇 小川鼎吉外二十名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一〇七三号 昭和五十年二月二十二日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市則武新田 辻茂外二十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一二八六号 昭和五十年二月二十六日受理

中小企業者の危機打開緊急施策に関する請願

請願者 大阪市東区東雲町二ノ二〇五大阪

商工団体連合会理事長 中川豊馬

外七十一名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

第一二九一号 昭和五十年二月二十六日受理

中小企業者の危機打開緊急施策に関する請願

請願者 静岡県磐田市久保町三〇三磐田紳

士服友の会内 青木省一外十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

第一三二三号 昭和五十年二月二十七日受理

中小企業者の危機打開緊急施策に関する請願

請願者 山梨県甲府市北新一ノ三ノ一ノ七

八山梨県洋服技能士協会内 鈴木

正五外十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

第一二九二号 昭和五十年二月二十六日受理

小売市場・共同店舗の電燈料金引下げに関する請願

請願者 名古屋市南区宝生町一ノ一九宝生

市場協同組合代表理事 井尻英一

外四百十三名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

昭和五十年三月二十四日印刷

昭和五十年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局